

平成 19 年 9 月 定例会（第 286 回）
9 月 25 日

[今井光子議員代表質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [平和について](#)
- 2 [政治とお金の問題について](#)
- 3 [平城遷都一三〇〇年記念事業について](#)
- 4 [安心できる医療体制の確立について](#)
- 5 [国民健康保険と後期高齢者医療制度について](#)
- 6 [後期高齢者医療制度について](#)
- 7 [治水対策について](#)
- 8 [ヤマトハイミールの中小企業高度化貸付資金等について](#)

平成19年 9月 定例会（第286回）

平成十九年

第二百八十六回定例奈良県議会会議録 第二号

九月

平成十九年九月二十五日（火曜日）午後一時一分開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	奥山博康	二二番	岩田国夫
二三番	荻田義雄	二四番	神田加津代
二五番	粒谷友示	二六番	安井宏一
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	國中憲治	三四番	辻本黎士
三五番	秋本登志嗣	三六番	中村 昭
三七番	小泉米造	三八番	米田忠則
三九番	新谷紘一	四〇番	出口武男
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、当局に対する代表質問

○議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後六時まで延長します。

○議長（辻本黎士）　ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、十一番上田悟議員に発言を許します。――十一番上田悟議員。（拍手）

◆十一番（上田悟）　（登壇）議長に発言のお許しを得まして登壇させていただきました自由民主党上田悟でございます。

今回は、自民党県議団二十三名を代表させていただいて、今日的な県政の重要課題などにつきまして質問させていただく機会をいただきました。関係各位にまず御礼を申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

まず、質問に入ります前に、最近の政治情勢、また政局などにつき、自民党の立場から一言触れさせていただきたいと思います。

この夏の参議院議員選挙、まさに国民の政治に対する不満、怒りが爆発しました。年金問題、また政治家と金にまつわる問題、そして拡大する地域格差の問題等々、その要素要因は数々あったかとは思いますが、総じて論じるならば、まさに国民と政治の世界との信頼関係が完全に揺らいでしまったと言えるのだと、私はそのように認識させていただいているところであります。政府与党、責任政党として国のかじ取りに胸を張らなければならない自由民主党、まさにその逆風、真っ正面から受けてしまった、それがあの選挙結果であったというふうに感じております。この事実を真摯に受けとめ、私たち地方政治にかかわる者たちも、これは国の話だと、国政での話だというようにしておくのではなく、やはり、ともに政治の信頼の回復に努めていかなければならない、私はそのように感じているところでございます。国民、奈良県民の負託にこたえるべく、しっかりと努めていかなければならないと感じているところでございます。時あたかも、安倍総理の辞任に伴いまして、一昨日、自由民主党は新しい総裁を決定いたしました。福田康夫新総裁が誕生いたしました。そして、きょう九月二十五日、国会では首相指名、そして、新しい内閣の組閣という日程になっております。新内閣には、希望と安心の国づくり、地方にしっかりと光の当たる政策実現を、そして、何よりも政治の信頼の回復に努めていただく、期待をいたしておる次第でございます。

今、奈良テレビで、そしてインターネットのライブ中継でこの奈良県議会中継をごらんいただいている県民の皆様方にも、国会の様子、大変気になることとは思いますが、どうぞ夕方までチャンネルを変えずに、この奈良県議会中継をごらんいただきたいなと思います。きょうは、自由民主党から私、上田悟、そしてこの後、民主県民クラブからは田尻匠議員、日本共産党からは今井光子議員、三名が質問に立たさせていただきます。いずれも、奈良県の現在のあり方、いろんな課題について論議をいたすわけでございますので、どうぞモニターをごらんいただいている皆さん方も一緒に奈良県のあり方を考えていただくいいきっかけではないのかなと、そのように思いますので、よろしくおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、通告しております項目順に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、県政運営に対する知事のお考えをお伺いいたします。

今日我が国では、国、地方を通じた厳しい財政状況が続いており、経済分野を中心にした地域間格差が深まるなど、地方を取り巻く環境がますます厳しくなっております。我が奈良県も例外ではございません。こうした難しい状況の中、荒井知事におかれましては、ことし五月、県民の皆様から大きな期待を寄せられ、奈良県政のかじ取りを託されたところでございます。知事が旧運輸省や参議院議員時代に培われてきた経験、その政治手腕、あるいは国・中央との太いパイプを生かしていただき、新たな視点から、荒井知事ならではの県政運営に精いっぱい取り組んでいただきたいと、大いに期待をさせていただいているところでございます。

さて、就任後初めての定例県議会でございます六月議会において、知事は県政に関する所信を表明されました。その所信表明の中で知事は、本県財政の健全化を最優先課題に挙げられ、そのためには県内経済の活性化が不可欠であると力強く述べておられます。また、平城遷都一三〇〇年記念事業を一過性のものとせず、奈良の観光を飛躍的に発展させるためのきっかけとすべく、平城宮跡の国営公園化を大きく打ち出されました。さらに、地方行政の主役である市町村へのサポートや本県の医療体制の充実についても、取り組むべき重要課題として挙げられています。いずれも、激動の時代の真ただ中にある奈良県が、今後さらに発展し、県民の暮らしをさらに豊かにするためには必要不可欠なものであり、こうした大きな課題に正面から取り組もうとされている知事の政治姿勢、非常に頼もしく感じているところでございます。また、これらの重要課題に対応するため、土木部公園緑地室に国営公園係を設置し、あるいはまた、企業立地を専門的に担当する参事を商工労働部に配置されるなど、庁内体制の充実についても迅速かつ柔軟に行っておられます。こうした取り組みは時宜を得たものであり、まさに荒井知事の特徴とも言える素早い行動力、そして決断力のあらわれであると受けとめさせていただいております。先月末に公表されました国の概算要求に平城宮跡の国営公園化が盛り込まれたことは、こうした我が県の熱意が伝わった結果ではないでしょうか。このほか、企業立地コンシェルジュの配置、県内各地における市町村行財政改善検討委員会の開催など、知事就任からまだ半年もたっておられませんが、既に幾つかの成果が県民に見える形であらわれてきております。これも荒井知事のリーダーシップのたまものと感心いたしているところでございます。我々自由民主党といたしましても、県内経済の活性化をはじめ地域医療の再構築など、山積する課題の解決に向け、積極的に知事を支えていきたいと考えているところでございます。

そこで、知事にお伺いをいたします。

知事就任以来、幾つかの成果があらわれるとともに、新たな課題も浮き彫りになる中、今後どのように県政運営を進めていかれようとしているのか、これまでの四カ月余りを振り返って、県政運営に対する知事のお考え、スタンスを改めてお伺いいたしておきたいと思います。

次に、二つ目の質問としまして、妊婦救急搬送の事案についてお伺いをいたします。

去る八月二十九日の早朝、橿原市内で発生した、妊婦の搬送先が決まらず死産した問題であります。日ごろから県民が安全で安心して暮らしていくため、救急医療に携わる消防や医療機関の方々には、それぞれの立場において連携を図りながら職務に精励されていることに深く敬意を表するものでございます。

さて、今回の事案は、かかりつけ医がなく、十一もの医療機関で受入れを拒否され、救急車の到着後、一時間三十分後にようやく大阪府下で受入れが実現したものの、妊婦は無事でありましたが、胎児は死産するという非常に痛ましい残念な事案でありました。昨年町立大淀病院で発生した妊婦死亡事案があり、その一年後に再びこのような事案が発生したことについて、県民からは、またか、なぜ奈良県だけが、どうしてといった悲嘆の声が聞かれ、大変残念でなりません。しかしながら、県におかれては、今回の事案発覚後、すぐさま荒井知事が上京され、舛添厚生労働大臣と会談し、奈良県の現状を説明されるとともに、速やかに二〇〇七年八月奈良県妊婦救急搬送事案調査委員会を立ち上げていただき、原因究明と再発防止に向けた取り組みをスタートされました。こうした迅速な行動により、県民の皆様にも知事の今回の問題に対する意気込みがよく伝わったのではないかと私は思いますし、高く評価をさせていただいているところでございます。

また一方、昨年の町立大淀病院同様、今回も妊婦の受入れ病院探しが難航した問題を受け、既に報道されておりますように、近畿二府四県に三重県、福井県、徳島県の三県を加えた九府県が、各府県で少なくとも一カ所、拠点病院を設置し、この拠点病院の医師同士が直接連絡をとり合い、府県を越えた緊急時の妊婦を受け入れる周産期医療情報システムの広域連携の運用に取り組むことを決定されたと聞き及んでいるところでございます。周産期医療に関しては全国的な課題として、産科医の絶対数の不足、勤務条件や処遇の改善などの課題があることも認識いたしております。今回の妊婦救急搬送事案につきましては、かかりつけ医がいなかったため、周産期医療システムでの対応ができず、一般の産婦人科救急で受入れ先を探したものでありますが、県内で受入れ先が見つからず、大阪府の医療機関に搬送される結果となり、時間を要したことに問題があったのではないかと考えるところでございます。また、救急搬送に関し、救急隊と病院との間で、さらに連絡を受けた病院における窓口職員と医師（ドクター）との間で、十分な意思の疎通がなく、適切な対応ができていなかったのではないかと考えるところでもあります。

そこで、県においては、このたびの事案を受けて既に二回の委員会を開催しておられますが、これまでの検討状況を踏まえて、今後、具体的な対策をどのように実施していこうと考えておられるのか、知事にお伺いをいたしたいと思っております。

さらに、今回脆弱さが露呈した県全体の周産期医療体制をどのように考えておられるのでしょうか。六月議会の答弁では、現在、県立医科大学附属病院で整備中の総合周産期母子医療センターは暫定的との説明でございましたが、総合周産期母子医療センターとしての必要な機能、これは当然に確保されたものであると認識させていただいております。まずは、このセンターの速やかな整備をお願いするものであります。またあわせて、その後、

県立医科大学内で本格的な総合周産期母子医療センターを整備するとのことですが、県立医科大学内の整備ばかりでなく、県立奈良病院や、民間病院も含めた幅広い本県の周産期医療体制を検討すべきではないのでしょうか。知事の所見をあわせてお伺いいたしておきたいと思います。

三番目の質問といたしまして、平城遷都一三〇〇年記念事業についてお伺いをいたします。

先ほども申し述べさせていただきましたが、着任早々からの荒井知事のエネルギッシュな行動を見るにつけ、私は、あらゆる手段を講じて奈良県の実力アップを図るという知事の強い意思をひしひしと感じているものであります。とりわけ、本県の将来発展にとって千載一遇のチャンスとも言える平城遷都一三〇〇年記念事業につきましては、従来にはなかった平城宮跡の国営公園化の発想をもとに、大幅な路線の転換を図られたように思います。もともと平城遷都一三〇〇年記念事業は、平成二十二年、西暦二〇一〇年が、奈良に都が移されて千三百年目という記念すべき年に当たることから、これを機に、本県が世界に誇る歴史文化の魅力を国の内外に発信すると同時に、将来の奈良県発展につなげていく大きなチャンスにすべきであるとの考えに基づくものでありまして、我が自由民主党といたしましても、その推進に向けて積極的に取り組んできたところでもあります。

現在、平城宮跡では、第一次大極殿正殿の復原整備が進められております。私は、二〇一〇年にはその完成の姿を広く国民に披露するとともに、国営公園化と相まって、平城遷都一三〇〇年の祝祭を真に意義あるものとして実施すべきものとするものであります。また、本県は、私の地元の法隆寺をはじめとしまして、現在三つの世界遺産を抱えるなど、豊富な歴史文化資源に恵まれた国内有数の観光地でもあります。平城遷都一三〇〇年を機に、それらの本物の文化財、歴史文化の魅力を国の内外に強くアピールすることが重要であり、二〇一〇年以降の持続的な観光の発展に結びつけていく取り組みが必要であると、そのように考えます。このたび新たな発想が盛り込まれた実施方針（案）が取りまとめられ、年末を目途に実施計画（案）が作成されると聞いております。

そこで、知事にお伺いをいたします。これから新たな発想のもとに進められる記念事業は、従来とはどのように異なるものとなるのでしょうか。とりわけ知事らしさ、荒井カラーをどのような形で出していかれようとしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

そしてまた、平城遷都一三〇〇年記念事業には、県民各層からさまざまな期待が寄せられています。とりわけ二〇一〇年以降の奈良県の観光振興に向けた起爆剤としての期待は極めて大きいと言えます。しかし、残念ながら、現時点で県民の盛り上がりはいまひとつではないのかな、こういう感否めません。県民の中には、記念事業のPR不足を指摘する意見や、さらに、企業、市民への広報不足などを心配する声も少なくありません。二〇一〇年まで残すところ二年半しかございませんが、事業の成功に向けては、県民等への広報PRをさらに充実し、そして企業協賛、市民参加といった各方面での民間の力を大いに活用し、さらには関西各府県の協力等も積極的に求めるなど、国家的・国民的事業の標榜

にふさわしく、関西全体として取り組める大きな仕掛けも必要ではないのかな、そのように考えるところでございます。

知事にお伺いいたします。知事は今後、これらの点について、どのような方策を講じ、またあるいは工夫をしていかれるつもりでしょうか。スケジュール的には大変厳しいとは存じますが、記念事業を文字どおり国民的な盛り上がりの中で展開していけますよう、引き続き精力的な取り組みをお願いしつつ、知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

四つ目としまして、平城宮跡の国営公園化についてお尋ねいたします。

平城宮跡は、本県が世界に誇る貴重な文化的資産であります。これまで文化庁や奈良文化財研究所をはじめ多くの方々のご尽力によりまして、宮跡の調査研究や保存などとともに、朱雀門、東院庭園、大極殿の復原整備などが進められてきたと認識をいたしております。知事は、平城遷都一三〇〇年記念事業を実施するに当たり、一過性のものとせず、平城宮跡を歴史空間を体験できる場として、往時をしのび、広く国内外の人々が訪れ、我が国の歴史について理解を深める場としてさらに活用するため、平城宮跡の国営公園化を国に対して精力的に働きかけてこられました。国土交通省も知事の思いにこたえていただく形で、来年度の概算要求において異例の早さで新規事業として要求していただくとともに、省を挙げて平城遷都一三〇〇年記念事業をバックアップするために必要な事業などを展開する体制もとっていただいているとお伺いをいたしております。知事をはじめとして関係皆様方の努力に感謝を申し上げるところでございます。

ここで、知事にお尋ねいたします。我が自由民主党といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと思っておりますが、平城遷都一三〇〇年までもう限られた時間しかございません。この国営公園の事業化については、どのような効果があり、そして、どのような手順で進められる予定なのか、お伺いをいたしておきたいと思っております。

また、国営平城宮跡歴史公園は、古代都城を生かした公園として、日本国内はもとより、アジアを代表する歴史公園を目指すべきであると考えます。そのためには、国営公園の着実な整備とあわせて、そのメインエントランスとなる大宮通り周辺で歴史的雰囲気を出し出す景観づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか、知事のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

五番目の質問に移ります。県経済・観光の活性化についてお尋ねをいたします。

九月の政府月例経済報告では、景気はこのところ、一部に弱さが見られるものの、回復しているとされており、先行きについては、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとの明るい見方が示されております。ところが、我が奈良県内経済に目を向けますと、先日発表された六月の奈良県景気動向指数では、一致指数が四カ月連続で五〇%を上回っているものの、先行指数では逆に二カ月連続で五〇%を下回るなど、中小企業を中心に依然として厳しい状況が続いております。他方、観光という観点から県内経済を見た場合、三つの世界遺産をはじめ

とする古くからの観光地、文化財を数多く抱える本県は、観光県としての知名度、これは飛び抜けて高いものの、実際の観光客の入り込み数、これは近年三千五百万人程度で伸び悩んでおります。観光産業の活性化が立ちおけている現状にあらうかと思われるところでございます。豊かな自然環境や歴史文化遺産に恵まれた本県では、企業の製造施設等の新規立地や規模拡張によって県経済の活性化を図っていくことに加え、観光の振興は地域経済の発展に欠かせない施策ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

知事も、本県のこうした状況を改善し、県経済の振興を図るため、マニフェストにおいて、奈良の経済活性化と雇用の創設のための行動、そして、奈良の観光を飛躍的に発展させるための施策の実行を政策提言として掲げておられます。今後、県経済と観光の振興のための具体的な施策を進めていく上においては、県の内外を問わず多くの方々の意見を積極的に聞いていくとともに、そうした方々の力強い協力を得ていくことが大変重要であると考えます。この点でも、知事のこれまでの経験及び人脈を大いに生かしていただきたいなど願っているところであります。

このような私の思いと一致する取り組みとして、つい先日、県内経済の活性化を図っていくための意見交換の場の一つとして、近畿経済産業局をはじめとする近畿圏内の国の地方支分部局の代表の方々や、県内企業等の代表の方々と交えた奈良県経済観光振興懇談会を開催されました。その結果はいかがなものでしたか。また、そこで出された意見を今後どのような形で施策に生かしていくおつもりなのでしょうか。私は、経済・観光の活性化については、荒井知事の最も得意とされる、力が入る分野であると感じているところでございます。県内の経済・観光の活性化に向けた知事の意気込みとあわせてお答えいただければ幸いかと思います。

六番目の質問に移ります。浸水被害対策についてお尋ねをいたします。

奈良県の大和川流域は、流域に占める山地の割合が約四〇%と全国平均の約七〇%に比べて非常に少なく保水力が弱いことや、流域内の河川が大和平野中央部の低地部で合流し、その唯一の出口が大阪府との境にあります亀の瀬と呼ばれる狭窄部しかないという地形的特性があります。古くから多くの水害が発生してまいりました。このような地形的特性による水害を克服するため、この地域の人々は請け堤の設置など、古来よりさまざまな取り組みを行い、水害と闘ってこられたという歴史がございます。しかしながら、昭和四十年代以降、大阪のベッドタウンとして急激に都市化が進み、保水力がさらに低下する中、昭和五十七年八月の豪雨では甚大な被害が発生いたしました。この水害を契機として、県では昭和六十年以降、国、市町村とともに河川改修やダム、遊水地の整備による治水対策と同時に、グラウンドやため池を利用した貯留施設により河川への流出を抑制する流域対策の二本柱から成る総合治水対策を進められ、着実にその効果が発揮されてきていると感じているところでございます。

ところで、近年、全国各地で異常気象とも言えるような局地的な集中豪雨、ゲリラ豪雨と言いますが、甚大な被害が起こっています。奈良県においても毎年のように局地的な集

中豪雨による浸水被害が発生しております。ことしも七月十六日深夜から十七日未明にかけまして、大和平野中部を中心に四時間で百ミリメートルを超える局地的な集中豪雨が発生し、河川や水路があふれました。大和高田市、また桜井市をはじめ県内各地で一千戸を超える浸水被害をこうむりました。今後このような局地的な集中豪雨がいつどこで発生してもおかしくないのではないのでしょうか。私もこれまで、私の地元地域の例をもって、再三にわたりこの浸水対策については意見を申し上げてまいりました。斑鳩町を流れる県一級河川三代川のように、下流部の改修が進まないことにより、上流部の斑鳩町興留地内など長年にわたり浸水被害に苦しめられている地域もありましたが、斑鳩町目安地内、また安堵町窪田地内のように大和川本川沿いの地盤高の低い地域など、常襲的に浸水に見舞われている地域が数多くあります。このように浸水が繰り返し起こっているような地域に住んでおられる方々は、雨が降るたびに、枕を高くして寝られない不安な思いをされておられます。一日も早く少しでも被害を軽減できるような対策を考え、実施していく必要があるのではないかと考えているのは私だけではないと思います。

県では、今回の浸水被害等を踏まえ、浸水被害の軽減に向けて、知事をトップに関係部局から成る浸水常襲地域における減災対策検討会議を本月十日に立ち上げられました。今後浸水被害発生の原因究明や具体的な対策の検討に着手するということであり、非常に期待をさせていただいているところでございます。浸水被害を少しでも減らすためには、関係する機関が丸一となって、河川改修や下水道における雨水管整備などのハード対策と同時に、先日斑鳩町で公表された洪水ハザードマップのような、住民の円滑な避難誘導などのソフト対策を組み合わせた対策を実施していく必要があると考えます。

そこで、このような局地的な集中豪雨による浸水被害の状況を踏まえ、浸水対策の取り組みに向けた知事の決意をお伺いします。また、この検討会議における今後の進め方及びアウトプットをどのように考えておられるのか、あわせてお尋ねをいたしたいと思います。

七番目の質問は、教育問題についてであります。

昨年十二月の教育基本法改正に続き、本年六月には教育関連三法が成立いたしました。これは教育改革を進めるための明確な道筋を示したものであり、大きな前進であると考えております。そこで今回は、教育の充実という観点から、教育基本法で新たに明文化された家庭教育及び幼児期の教育に関して、県民の方々にもより詳しく一緒に知っていただきたいという思いも込めまして、教育長に質問をさせていただきます。

平成十八年度の児童虐待相談件数は全国で三万七千件、本県においても五百七十件に上っております。これは十年前に比べますと、国、県ともに約九倍も増加していることとなります。また、平成十八年度の小中学生の不登校の状況を見ますと、全国で十二万六千人となっており、本県でも一千五百六十八人が不登校と報告されています。小中学生をあわせてそのきっかけとなる原因を見ますと、三九％は本人に関する問題、三〇％は学校に関すること、二一％は家庭生活に関することということであります。不登校に対して学校がきめ細やかな取り組みをすることは当然であります、本人に関する問題や家庭生活に関

することを改善していくためには、親や家族の理解と努力が不可欠だと思います。不登校のほか、子どもの近年の状況を見ますと、家庭内外での凶悪事件、学校でのいじめや暴力行為、規範意識や社会的マナーの低下など、さまざまな問題が指摘されています。

これらの問題の背景やその要因はさまざまありますが、家庭での幼児期からのしつけや学校教育のあり方、地域社会での連帯の希薄化、青少年を取り巻く社会環境の悪化などの要因が複雑に絡み合っていると思います。しかし、子どもの成長発達を原点から考えた場合、基本的な生活習慣、生活能力の形成や、望ましい心情や態度を養う上で家庭教育が果たす役割は大変大きく、家庭の教育力の充実が青少年の問題行動を改善するために重要な決め手になると思います。また、児童虐待等、子どもが被害者になる事件の減少にも貢献するはずであります。

このような観点を踏まえて、改正された教育基本法では、国および地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会および情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定めています。また、幼児期の教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることにかんがみ、国及び地方公共団体が、その振興に努めるよう定めています。私は、教育基本法のこれらの条文は、国民に家庭教育及び幼児期の教育の重要性を改めて認識させ、その進むべき方向を示したものとして高く評価しており、本県におきましても、その趣旨の実現に努めていただきたいと思うところであります。

私ごとでございますが、我が家にも小学生と幼稚園児の二人の子どもがおります。孫ではございません、子どもです。笑ってください。（笑声）家庭での教育というのは大変難しいものだなと実感しておるところでございます。そこで、教育長にお伺いをいたします。私の家にも、教育委員会が作成しましたこの親学サポートブックというタイトルの冊子があり、活用させていただいております。子育てについての親の役割などを詳しく論じていただいておりますが、県教育委員会では、家庭教育及び幼児期の教育について、どのように考え、どのような支援や施策を展開しようとしておられるのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

最後の質問でございます。警察本部長にお伺いをいたします。

我が国の犯罪情勢は、その指標となる刑法犯認知件数から見ますと、戦後昭和期は年間百四十万件プラスマイナス二十万件前後で推移し、いわゆる水と安全はただとまで言われる時代でありました。すなわち、治安は比較的良好と言われる時代であったかと思います。我が奈良県におきましても、平成七年までは一万件プラスマイナス三千件前後で推移しており、他府県と同様に良好な治安が保たれ、県民は安全で安心な社会生活を営んでいたものであります。ところが、平成七年には一万三千八百七十一件であった刑法犯認知件数は年々ふえ続け、平成十四年には戦後最多の三万二千七十七件を記録し、全国的にも平成十年に二百万件を突破、平成十四年には二百八十五万件を認知するに至るなど、危機的状況となったのであります。一方、刑法犯検挙数を見ますと、認知件数と反比例するかのよ

うに、二〇%台と過去最低の水準となったのであります。また、質的にも、警察事象は複雑・困難化の一途をたどっております。ハイテク犯罪、来日外国人による組織犯罪、振り込め詐欺、ストーカー犯罪、大量の薬物密輸入犯罪など、新たな治安課題が出現しております。さらに、米国においてショッキングな同時多発テロ事件が発生し、その後も世界各地でテロの大規模化、無差別化が進み、日本国内でのテロ発生の可能性も否定できない、厳しい情勢となっております。

このような中、国においては平成十五年九月、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議が開催され、第二回の会議では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」が策定されたことは、多くの皆様方もご承知のとおりでございます。また、同年十一月に実施された衆議院議員総選挙で我が自由民主党は、政権公約二〇〇三の中において、五年で治安の危機的状況を脱し、不法滞在外国人を半減する。警察官数を思い切って増員する。などの公約を掲げ、平成十三年度から平成十九年度までの七年間で、全国で二万四千二百三十人、うち奈良県では二百七十七人の増員を図ったところでもあります。なお、この件に関しましては、奈良県議会においても議員各位のご理解、ご協力を得て、過去六回にわたり、警察官の増員に関する意見書を決議し、関係省庁に要望した経緯もございます。このように人的整備を図った上で、県警察では危機的な犯罪増加傾向に歯どめをかけるべく、平成十五年を治安再生元年と位置づけし、以後、県警察の総力を結集して犯罪抑止総合対策を強力に推進していただいたところでもあります。これらの努力により刑法犯認知件数は四年連続で減少し、昨年は一万八千八百九十五件と、この四年間で約一万三千件減少させ、検挙率も倍以上に向上するなど、治安再生の曙光がまさに見え始めたところであろうと思われまします。しかしながら、今年上半期の刑法犯認知件数は八千九百九十七件となっております。大変厳しい状況にあります。ベテラン警察官の大量退職に伴う警察執行力の低下など、県警察の抱える課題は山積していると思ひます。

そこで、本県の治安維持活動の最高責任者として二年目を迎えられた坪田警察本部長にお尋ねいたします。県民が安全・安心を実感できる治安の確立をどのように目指しておられるのか、警察基盤整備プログラムの内容にも触れてお答えをいただきたいと思ひます。

以上で壇上からの発言を終わらせていただきます。持ち時間も残余がなくなりました。再質問しないで済むような答弁を期待し、終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（辻本黎士） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、県政運営に対する考え方、特にこれまでの四カ月を振り返ってということでございます。

四カ月でございますので、まだまだ十分な業績を上げるに至っていないというふうには自覚をしております。ただ、気持ちといたしましては、率先垂範、また何事にも懸命に取り組む姿勢が大事だと考えて、努めてまいりました。私の性癖として懸命になり過ぎて、あ

まり急ぎ過ぎて、職員や県民の方々に考え方が十分理解されていないかもしれないという心配は多少しておりますが、今まで職員はよくやってくれているというふうに感じております。

県民の皆様に対しましては、情報公開に努めて県政に関心を持っていただき、県民と広く意見交換を行う開かれた県庁になるように努力をしていきたいというふうに考えております。この九月議会の補正予算でお願いしております、県政だよりを県民だよりというふうに変えて、紙面を充実したり、ホームページを充実したり、また記者会見を毎週行うこととしておりますのは、このような考え方に基づいておるものでございます。いろいろな課題が時折わき起こってくると思いますが、先送りは許さないという気持ちで今後とも課題に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

二つ目は、最近起こりました妊婦救急搬送事案についてのご質問が幾つかございました。

まず、最近立ち上げました、原因究明と再発防止のための調査委員会における今後の具体的な対策ということでございますが、今回の調査委員会ですでわかりましたのは、奈良県の産婦人科の救急搬送体制はなかなか脆弱なものがあるというふうに感じております。産婦人科医は奈良県では七十数名しかおられません、大阪府の千百名余に比べて大変少ない数でございますし、夜間に開業されている医師・病院は、開業医では一件もございません。県立医大附属病院は毎夜でございますが、市立奈良病院で水、木、土だけでございます。かかりつけ医のいない未受診妊婦の問題が今回発生したわけでございます。県民の皆様には再び出産への不安を抱かせる結果になりましたことを大変残念に思いますと同時に、私自身としましては、奈良県の産婦人科救急体制の確保に向けて決意を新たにしたいと考えておるところでございます。

私自身が委員長になった調査委員会を立ち上げましたが、委員会では、だれが悪かったかというのではなくて、何がおかしかったのかということを追求する、原因を追求することを基本に、原因の検証、問題点の抽出、課題の設定、再発防止のための対応策の提示、それらの早急な実行という段階を経た会議を目指しまして、二回の会議を既に行ったところでございます。会議では参加者の方々に積極的な貢献をいただいておりますことに感謝をしております。県からは、去る二十一日の第二回会議で、現在考えられる対応策を十二提示いたしまして、おおむね提示した内容に沿って検討を進めることについては賛同が得られたように思っております。

若干ご紹介させていただきますが、まず取りかかる対応策といたしまして、消防と病院窓口が共有する救急搬送照会応答マニュアルを作成する。これは十月までに作成する予定にしております。また、マニュアルができますと、それに基づく合同訓練を実施したいと思っております。また、県立医大附属病院にハイリスク妊婦の受入れ要請業務を円滑に行うためのコーディネーター、調整役窓口を当直医師とは別に配置するための経費を県が支出したいと考えておまして、そのための予算を本九月議会に補正予算案として追加提案をさせていただきたいというふうに考えております。そのほか、未受診妊婦の現状の把握、産婦

人科開業医が参画していただきまして、北和及び中南和地域の産婦人科一次救急輪番体制を整備すること。また、県立病院と県立医大附属病院の産婦人科医等の処遇の改善をする。また、産婦人科医確保のための奨学金または奨励金制度を創設する。ドクターヘリによる救急搬送体制充実のための措置といったような事項を提示しており、関係者との調整がまとまれば、この十二月の補正予算または二月の来年度当初予算での予算措置を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

同じく妊婦救急搬送事案につきまして、現在進行しております総合周産期母子医療センターの整備の状況、また、県内の周産期医療体制の幅広い整備ということについてのご質問がございました。

総合周産期母子医療センターにつきましては、県立医大において工事発注の準備をしております。来年五月末までのできるだけ早い時期に開設をしたいと考えております。あわせて、本格的な総合周産期母子医療センター、より拡充されたセンターの整備も含めて、本県の周産期医療体制の充実に向けた基本構想を今年度中に策定することにしたいと思っております。基本構想の策定に当たりましては、本格的な総合周産期母子医療センターとしての機能や施設の内容についての検討を行うとともに、その立地場所については、県立医大附属病院をはじめとして県立病院や民間病院等も含めて県内のどこに整備するのがよいかを改めて幅広く検討することを予定しております。また、総合周産期母子医療センターとともに周産期医療の拠点となる地域周産期母子医療センターの整備や周産期医療実施病院間の連携の充実など、本県の周産期医療ネットワークの確立に向けた検討を基本構想の中で行っていきたいと思っております。去る六月議会におきまして、本格的なセンターを県立医大附属病院内に整備すると説明申し上げましたが、修正をさせていただきまして、県立医大附属病院内の整備にこだわらず、県全体の周産期医療体制を広く検討していく中で整備の内容を考えていきたいと、今は考えておるところでございます。

次に、平城遷都一三〇〇年記念事業についてのご質問がございました。

まず、今の検討状況についてのご質問がございました。六月議会で平城宮跡等の国営公園化に関する意見書を出していただきまして、感謝申し上げます。今回協会を取りまとめましたが、新しい実施方針というのを出しました。記念事業を見直すという観点が入っておりますが、その大きなポイントでございますが、従来、平城宮跡において二〇一〇年春から秋の半年間の仮設パビリオン型の博覧会方式というような考え方でございましたが、ある面、一過性のお祭り型でもありますし、一時期・一極集中型の記念事業ということにもなるかと思いますので、そのスタイルを見直して実施方針に盛り込んだところでございます。記念事業の施設やお祭りそのものを後年も使用したり行ったりする恒久的なもの、継続的なものにできるだけするという考え方及び、記念事業への参加を広く県下の社寺や市民に呼びかける全県・広域型の事業展開を図ることとした点が特徴でございます。

一点目の恒久・継続型の内容につきましては、平城遷都一三〇〇年を機に平城宮跡の国営公園化により平城宮跡の復原整備を推進するとともに、これと相まって平城遷都一三〇〇年を記念するにふさわしい記念イベントを実施するという事になるかと思えます。これにより二〇一〇年以降も記念事業のハード、ソフトの成果を継続発展させ、本県の持続的な観光振興に結びつけていくことができたかと考えております。また、このような記念事業の進め方によりまして、従来の計画に比べて仮設の施設をできるだけ少なくすることができれば、むだを省き節約ができることと考えているところでございます。

二点目の特徴でございます。全県・広域型の内容につきましては、平城宮跡で行う事業を春、夏、秋の季節ごとに市民や観客の参加を仰ぎつつ記念イベントを連続して行うことや、県内各地の神社仏閣を中心とした歴史文化資源を生かし、連携のとれた展覧会、伝統行事、催事、国際コンベンションの実施などが考えられるところでございます。この広域連携事業と呼んでおりますものの実施により、県下全体にわたって記念事業をより身近に感じ、各地域で取り組みを行っていただけるようになると考えておりまして、今後一層積極的な参画を働きかけていきたいと思っております。

こうした考え方に基きまして、今年度末ごろを目途に協会で実施計画を策定したいと考えております。平城遷都一三〇〇年記念事業の実施を通して、今後、奈良全体が国際的な歴史文化観光拠点として実質的に文字どおり発展することを大いに期待しているところでございます。県民の方々の積極的なご理解、ご協力を賜るよう、改めてお願いを申し上げます。

また、平城遷都一三〇〇年記念事業につきましてはPR面でのご指摘がございました。ご指摘の点については同様の認識を持っております。今後とも精力的に取り組んでいかなければいけない課題だと考えております。まだ実施計画の策定途上でございますので、そのPRの内容もまだこれからのことだと思っております。

今までに行いました広報PRについての若干のご紹介をさせていただきたいと思えますが、六月からは事業協会のホームページを随時更新いたしまして、見直しの状況や記念事業の最新情報を提供しております。この八月には企業が無償でシンボルマークを商品等に使用できるように基準を緩和いたしまして、使用の申し出が増加しておる状況でございます。また、平城遷都一三〇〇年を冠とする海外コンサートなども実施しております。今後マスコットキャラクターの作成発表なども予定しておりまして、県民の方々が記念事業に親しんでいただけるよう、広報PRの充実展開に努めていきたいと思っております。また、これからの実施計画の策定に向けまして、パブリックコメント等により県民の皆様のご意見やアイデアをいただき、可能な限り反映するような工夫を図っていききたいと考えております。

また、上田議員ご指摘のありました民間の力の活用につきましては、企業の方々に寄附、協賛金のほか、個々の事業への物品、技術提供、人的支援、自主的な事業参加など、幅広く協力、支援を求めていると考えております。今後、県内や関西の経済団体の協力を

いただきながら、具体的な働きかけを進めてまいる考えでございます。あわせて、各社寺やマスコミとの連携事業、県民やボランティアの参加事業など、民間と連携、協働して進める記念イベントの実施について関係者と広く意見交換をしながら、実施計画において具体的な事業の枠組みを詰めてまいりたいと思っております。

また、関西全体との連携についても言及されたところでございますが、事業協会の体制自体が全関西の視点から構成、組織されたものでございますが、さらに、近畿ブロック知事会や関西広域連携協議会においても記念事業の推進決議がされております。関西全体での盛り上げに向けて基本的な認識は共有されているところだとは思いますが、今後一層、関西広域機構や国の近畿ブロック機関等も介しながら、国家的、国民的な事業として記念イベントの広域展開に向けた連携を図って、二〇一〇年を契機とした、関西の広域的な観光周遊ネットワークを形成できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

また、平城宮跡の国営公園化について、どのような効果があり、どのような手順で進めていくのかというご質問がございました。

これまで文化庁、奈良文化財研究所はじめ多くの方々のご尽力によりまして、平城宮跡の保存、修復が図られてまいりました。国営公園化することにより、宮跡の保存とともに復原整備がより充実することになると思います。また、国営公園化ということになりますと、人々が集うことを前提とした整備が行われることになります。現在は、人々が集うという意味での整備はまだ足りないところがあるように思います。国営公園の整備が行われることによりまして、県民のみならず広く国内外の人々がより多く訪れ、千三百年前の都のありし日を体感し、我が国の歴史文化を理解していただくことが期待できるものと考えております。また、歴史公園という意義もございますが、その意義の最も大きなことは、人が集うことを前提とした整備が行われる点であると今申し上げました。現在平城宮跡を訪れる方々は、あそこでレクリエーションを目的にちょっと参加、足を踏み入れられる方も含めて、年間約百万人というふうに聞いております。復原が進んでおります沖縄の首里城は県の内外から年間二百六十七万人の来訪者があり、大きな憩いの場、観光の拠点となっていると聞いております。首里城は約八ヘクタールでございますが、平城宮跡は約百四十ヘクタールもございます。また、首里城におきましても国営公園化のための予算は約三百四十二億円投下されているわけでございますが、奈良の平城宮跡の国営公園化に向けて、先月国土交通省が国営平城宮跡歴史公園、これは仮称でございますが、という名称で、我が国固有のすぐれた文化的資産の保存及び活用を図るための口号国営公園として、平成二十年度の予算に向けた概算要求をされたところでございます。

要求の内容で記載されているところでございますが、「世界遺産に登録されている特別史跡平城宮跡について、平成二十年度より新たな国営公園として事業化し」、事業化というところが調査費と違う点で大変重要視をしております。「文化庁との連携を図りながら」、文化庁と国営公園事業とがそっぽを向いたものでなしに連携を図られるという点も注目しております。「往時の建物の一部を復元的に整備するとともに、本格的な律令国家体制が形成

された時代の都城の歴史と文化にふれあい、学び、体験するための整備・管理を行い、我が国の貴重な歴史・文化資産を将来に継承する公園づくりを進める」というふうにされておりますので、このような趣旨の国営公園というのは地元としても大いに期待するところでございます。この国営公園としての整備の内容は、予算の査定の過程で決定されることになろうと思いますが、平城宮跡の特色といたしまして、文化財保護の観点から、これまで公有地化、発掘調査研究、朱雀門等の建物復原を含む各種整備が行われてきておりますが、他に類を見ない貴重な歴史文化資産となってきました。これを生かしつつ、国営公園事業によって環境整備・管理を推進し、我が国を代表する歴史文化資産の一層の保存・活用を図るものとされております。

我が県といたしましては、県の要望の趣旨が本年度末の政府予算案に盛り込まれるよう、今後とも要望活動を継続していきたいと考えております。来年度の平成二十年度の予算が成立いたしますれば、手続の面でございますが、国営公園としての閣議決定が行われることとなります。その後、県で都市計画決定の手続を行い、文化財保護法の現状変更など必要な手続を経て、公園整備に着手されることになるわけでございます。

また、国営公園化に伴いメインエントランスとなる大宮通り周辺の歴史的雰囲気醸し出す景観づくりの必要性についてのご質問がございました。

大宮通りは、平城宮跡はもとより本県北部地域の観光拠点への大阪方面からのメインのアクセス道路でございます。奈良に来たな、雰囲気がいいなというふうに感じられるような、歴史文化が街路に薫る道路、あるいは周辺景観にしたいと考えております。本年六月の補正予算におきまして、朱雀門前から県庁東交差点に至るまでの区間につきまして道路環境改善事業を事業化させていただきました。来訪者の持つ奈良に対するイメージをアンケートで把握するとともに、景観やデザインの専門家の意見を聞きつつ、景観デザインの計画を策定することとしております。具体的には、電線の地中化、植栽の工夫、車道や歩道の舗装の色や材質の工夫などによって、来訪者に対して古都奈良を印象づける道路景観の形成を図っていきたいと考えております。また、沿道には派手な色彩の建物や広告もありまして、道路の整備とあわせて、大宮通り沿道を奈良の玄関にふさわしい雰囲気にすることは重要な課題でございます。今後、周辺の住民の方々や事業者等のご理解を得つつ、奈良市等と密接に連携しながら、課題の解決に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に、奈良県の経済・観光の活性化についてご質問がございました。

奈良県のみならず現在日本では経済発展の格差がございます一方、地域の自立が求められているところでございます。そのような観点から、奈良県でも観光の振興を中心とした経済活性化が必要だというご指摘は、議員のおっしゃるとおりでございます。今般、奈良県経済観光振興懇談会を開催いたしまして、地元経済界、近畿圏内の国の地方支分部局、日本銀行大阪支店などから有識者の方々に集まっていただき、活発な意見交換をいたしました。懇談会では、交通アクセスの問題など、県の経済発展の支障となっている課題や、

豊かな文化遺産や自然環境を有効活用した経済・観光振興のアイデア等についてさまざまな意見が出され、大変有意義な会議でございました。今後も開催をさせていただく予定でございますが、さらに具体的なテーマについて議論していただきたいと思いますと思っております。

そこで出されました意見等につきましては、担当部局に適宜検討させ、できるだけ早く実行していきたいと思っております。また、その際に出しました資料は県の経済の実態がよく描かれておりますので、県民の方々に県の実態を見詰めて今後の奈良県の経済と観光のあり方を発見していただく機会としていただきたいという観点から、懇談会での資料、議論等をホームページに掲載する予定でございます。資料の中でも触れられておりますが、県の振興についてのこれまでの基本的な考え方は、住宅中心であったように思われます。文化の蓄積がございますが、小売、卸、工業などの経済・観光などの、経済の力はやや弱いというような事態が資料にもあらわれております。地域が自立することが求められる中、民間の力が主にはなりますが、行政としても国を含む関係各方面と協力をしながら、地域の自立、財政の健全化、地域の公共サービスの拡充に向けて、県としても最大限の努力を傾けていきたいと考えているところでございます。

次に、浸水被害対策についてのご質問がございました。局地的な集中豪雨によります浸水被害が最近でも起こっておる状況を踏まえた今後の取り組み方というご質問でございます。

奈良県の浸水被害の状況、また治水の状況の脆弱な面につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。そのような中で、これまで浸水被害の軽減に向けまして、大和川流域総合治水対策という名称のもとで精力的に取り組んできたところでございます。しかしながら、治水対策の実施には基本的な脆弱性があることも原因になりますが、長期間を要するという課題でございます。そのような中で本年七月の集中豪雨におきましては、ご指摘のように床上浸水九十七軒、床下浸水九百六十七軒の被害が発生しておりますし、近年でも県内各地で浸水被害が頻発している状況であることは認識しております。このため、本県にとりましては浸水被害対策は喫緊の課題というふうに強い自覚を持っております。

庁内各部署が連携して被害の軽減に取り組むため、知事、両副知事、関係部長等から成る浸水常襲地域における減災対策検討会議を最近設置いたしまして、検討を開始いたしました。今後検討に当たりましては市町村との連携が重要と考えておりまして、現地の調査、浸水常襲地域における被害発生の原因究明、効果的な減災対策の検討など、市町村との連携のもとに原因究明、再発防止に向けての対策を検討し、実施する予定でございます。減災対策として今考えられますことは、一般論でもございますが、ハード対策といたしまして河川の改修、遊水地等貯留施設の整備、下水道の雨水幹線の整備、施設の適切な維持管理等があらうかと思っておりますが、それに加えてソフト面の対策として、平時及び出水時における情報の提供等を組み合わせることを検討するとともに、長期的には土地利用規制のあり方についても検討する必要があるかと考えております。また、浸水常襲地域のうち、特に緊急的な対策が必要で、短期的に集中投資を行うことにより浸水被害の軽減が可能な

箇所につきましては、減災対策緊急プログラムを策定して、来年度以降これに基づく対策を順次実施してまいり所存でございます。

私の答弁は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（辻本黎士） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えをいたします。

私には、教育基本法に新たに明文化された家庭教育、幼児期の教育について、どのように考え、どのような支援や施策をしようとしているのか、お尋ねでございます。

教育基本法改正の趣旨でございますが、近年の子どもたちの基本的な生活習慣や態度、規範意識などの未熟さを教育上の課題として、教育の出発点としての家庭教育及び人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性にかんがみまして、その方向性と、国や地方公共団体の役割を示したものと理解をいたしております。

本県では、家庭教育、幼児期の教育を推進するため、既に教育研究所に平成十二年に家庭教育部を、平成十八年には幼児教育部を設置し、奈良県幼児教育推進指針などを策定いたしまして、その具現化に向けて取り組んできております。具体的には、議員からご紹介をいただきました、子育てのヒントを集めた冊子でございますが、親学サポートブックを一歳六カ月健診の機会に配布し、多くの保護者の皆さんから好評を得ております。また、父親の子育てへの参加を促すために、企業の協力を得ながら、子育て企業フォーラムを開催しております。また、次世代の親となります高校生に、保育所や幼稚園などで乳幼児と触れ合う機会を提供したりいたしております。さらに、子どもたちに生活の基本を身につけさせる手伝い・あいさつキャンペーンや、子どもの生活リズム向上のための調査研究を行うとともに、子育てサポーターリーダーの養成、家庭教育の指導者養成などの支援策を展開しております。今後とも全県的に、学校、家庭、地域住民の三者がそれぞれに子どもたちの教育に責任を持つとともに、三者連携協力して取り組んでいけるように、県の教育委員会といたしましても積極的な支援を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 坪田警察本部長。

◎警察本部長（坪田眞明） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えいたします。

私には、治安の確立をどのように目指すか、あわせて、警察基盤整備プログラムの内容についてのお尋ねでございます。

まず、県下の治安情勢でございますが、議員ご指摘のとおり、刑法犯認知件数の減少という指数治安の面では近年相当の成果を上げておりまして、ようやく治安再生への曙光が見え始めたというところであります。しかしながら、本年に入りまして犯罪の減少傾向が鈍化しているほか、依然として多くの県民の方々が治安は以前より悪くなったと感じるなど、体感治安の面ではいまだ県民の求める水準に達していない状況にございます。一方、組織内に目を向けますと、本格的な大量退職・大量採用期の到来によりまして、現場執行力の低下が懸念されるなど、警察を取り巻く情勢はいまだ内外とも非常に厳しいものがあ

ると認識いたしております。こうした中で県警察におきましては、組織の総力を結集して、犯罪抑止総合対策をはじめとして、精強な第一線警察を構築するための諸対策を鋭意推進しているところであります。

ところで、警察基盤整備プログラムでございますが、これは限られた人的資源の一層の有効活用と組織のパフォーマンスの最大化を図るために、各都道府県警察が独自性のある施策を推進、検討しているものでありまして、本県では、青色防犯灯の設置促進、夏期特別犯罪抑止隊の編成、運用、知事部局と連携しての生活安全条例の制定検討等の各種犯罪抑止対策、採用試験制度の見直し等による優秀な人材の確保対策など、奈良県警察独自の施策を展開しているところでございます。

また、警察活動を支える治安基盤の強化策といたしまして、現行の十六警察署体制を十二警察署に再構築する警察署再編整備計画を策定したところであります。同計画は、地域における治安維持活動の拠点であります警察署の機能を強化して、将来にわたり県民に対し、より質の高い治安水準を提供するために行うものでありまして、この九月県議会に、計画の遂行に必要な警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の改正案及び補正予算案を上程しているところであります。議員皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私は着任以来、県警察の職員に対しましては県民の声、県民の目、そして県民のこころにこたえる警察活動を基本として仕事を進めよと求めてまいりましたけれども、いま一度これを全職員に徹底しまして、県民の方々が真に安全・安心を実感することができる地域社会の実現に向けまして、組織を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

○議長（辻本黎士） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） 終わります。

○議長（辻本黎士） しばらく休憩します。

△午後二時十八分休憩

△午後二時三十四分再開

○議長（辻本黎士） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三十番田尻匠議員に発言を許します。――三十番田尻匠議員。（拍手）

◆三十番（田尻匠） （登壇）議長のお許しをいただきまして、民主県民クラブを代表いたしまして、ただいまより代表質問をさせていただきます。

先ほど自民党の上田議員からの代表質問と项目的には同じ質問になるところでございます。しかし、時の県政の大変大事な問題でございますので、知事のほうは答弁も含めてしっかりとお答えをいただきたいと存じます。それでは、ただいまより代表質問を始めさせていただきます。

政治は一寸先はやみと言われますが、本当に、先日の安倍総理の辞任は、国民の大半の皆さんが絶句するほどの驚きでございました。九月十二日は安倍総理が臨時国会を召集し、所信表明をされた後、各党の代表質問を受ける大切な日でした。私も午後一時からのテレビ放送を見ようと思っておりましたら、テレビ画面に速報テロップが流れ出し、安倍総理辞任表明という文字が流れました。私は目を疑い、どういうことなのか、すぐには理解ができませんでした。安倍総理はさきの参議院議員選挙の厳しい結果を受け、その責任をとり辞任すべしとの多くの声があるのに対し、強く続投を希望されたにもかかわらず、そして政権を投げ出すとは、あまりにも国民に対して無責任だと言わざるを得ません。後日、辞任の真相は、重圧に耐えられなかった、あるいは健康問題、どのことが真実なのかはわかりませんが、この時期とは、今なお不自然さが残っています。きょう間もなく新しい総理が首班指名をされることとございます。

しかし、我が奈良県においても同様なことが知事辞任でもございました。去年の十二月の定例県議会において、突然柿本前知事が、ことしの十一月に任期満了を迎える知事選挙には五選を目指して立候補をしないと表明され、今までは六月議会で知事選挙出馬に対する表明をされるのに、大変早い段階に決断されたと驚いていました。しかし、今日の政治状況では、全国的な選挙傾向は多選に対しては厳しい見方が大半です。私も民主党にしても、知事、首長に対しては三期以上との推薦はしないと決めています。その意味においても賢明な選択だと私は思っていました。そして、ことしの二月定例県議会、いよいよ平成十九年度の県民の一番大事な予算審議が始まる。この議会において任期途中で辞任をして、経費の節減などのために、四月八日に予定されておりました県議会議員選挙に同時に知事選挙を執行したいとの申入れがありました。私も、この議場で柿本前知事からの発言を聞き、えっと絶句をしてしまいました。これから平成十九年度の奈良県予算を審議して決定をし、四月一日から執行される。また、知事に対しての各党の代表質問や、予算を含む各委員会が開催される。その前に提案者である知事が辞任するという時期が任期途中だとは、そのタイミング等、政治上では少し考えられないことだと私は率直に思いました。今、そのときを思い出しております。

そして、当時自民党の参議院議員でありました荒井正吾氏が前知事からの推薦を受けて、参議院議員を辞任して知事選挙に立候補され、当選。そして今、この本会議場に知事として出席をされています。民主党として、ことしの二月のタイミングで前知事が突然辞任表明して、知事選挙が四月の県議会議員選挙と同時に行われるのは想定外で、独自候補を擁立するまでには至りませんでした。しかし、さきの参議院議員選挙では、全国的にも奈良県においても民主党が勝利をし、我が党も中村哲治氏が当選をいたしました。

そこで、知事の政治的姿勢についてお尋ねをいたします。

知事は、さきの六月定例県議会では我が党の岩城県会議員が代表質問の中で、いつ現職の参議院議員から知事を意識されましたかという問いに対して、前知事から出馬要請を受けたときだと言われました。突然のことがゆえに、参議院議員から知事への転職や県政担当

など、いわゆるにわか政治スタンスも変更せざるを得ない、あるいは、しなくてはならないと考えております。そこで、これからの知事の政治姿勢は、どのようなスタンスで進まれるのか、お伺いをいたします。そして、政局不安定なとき、いつ衆議院が解散して総選挙になるかわからない状況です。衆議院の任期もあと二年弱となっておりまゐりました。衆議院議員選挙があった場合、奈良県知事としてどのようなスタンスをとられるのか、お伺いをいたします。

次に、産科救急医療について質問をいたします。今日連日、全国的なテレビ、新聞、報道特集番組を通して、知らない国民はいないほど有名になりました奈良県の産科救急救命医療体制について、質問と提案をいたします。

昨年の八月、大淀町立病院で分娩中に意識不明になった女性が、奈良県立医科大学附属病院をはじめ県内、大阪府下の十九の病院に転送を断られた末、死亡された大変ショッキングな事案がありました。奈良県内、全国的に涙を誘う悲しい事実として報道され、奈良県内の救急医療体制の不備と産科医不足が大きく指摘をされました。そして、そのことを受けて、奈良県でも急遽総合周産期母子医療センターが建設されることになり、県も産科医増員対策を模索中、八月二十九日、橿原市の妊娠中の女性が腹痛を訴え、救急車で病院へ搬送しようとしたが、県立医大附属病院をはじめ多くの病院に相次いで受入れを断られ、救急搬送中に死産するという、またも悲劇が起きてしまいました。少子化対策や産科医不足が大きな声で叫ばれているにもかかわらず、また奈良県で。

私は、平成十六年二月本会議で、自分のつらかった医大附属病院の受入れ拒否の問題を取り上げました。そのときに救急医療体制の現実と不備を訴え、今、荒井知事や理事者の皆さんはほとんど全員が当時からかわられておられますので、改めて当時の議事録を取り出し、そして、もう一度皆様方にお伝えをしたいと思います。

平成十五年十二月に、私は急に右目に違和感を覚え、目が充血してはれ上がりました。十二月三十日の早朝、ついに朝起きるときに目が開かなくなり、ぬるま湯を目に当てて、それからやっと両目が開く状態でした。毎日ティッシュペーパーの箱が二箱、二百回ぐらい、涙があふれ出ることから目をふきました。両目は充血し、右目は恐ろしいほどはれ上がり、ほとんど視界が見えなくなり、異常事態を感じました。しかし、時は年末の十二月三十日、近隣の眼科は、何軒も電話をしましたが、年末年始の休業テープが悲しく流れるだけで、タウンページで眼科を探し、片っ端から電話しましたが、休業ばかりでした。

そこで、県立奈良病院ならばと電話をしたら、眼科の先生は年末年始は休みで診察はありませんとの返事、次はいつからですかと問うと、一月五日以降との返事でした。それならば、どちらへ行けば診察してもらえますかと聞くと、県立医大附属病院なら可能だと教えてもらいました。そして、県立医大附属病院へ電話をする前に、一一九番なら、どこか奈良市から近くで眼科を教えてもらえろと思い、電話をすると、県立医大附属病院ですとの返事でした。橿原市まで行かないといけないのか。私自身、右目が見えなくなっているもので車の運転ができず、どうしようかと悩みましたが、わらにもすすがる思いで県立

医大附属病院へ電話をいたしました。そうすると、きょうは眼科の先生はオペのため診察することができませんと言われました。オペは何時に終わるのですかと聞くと、それはわかりませんとのことでした。私がオペ終了後の診察をお願いしましたら、何時に終わるかわからないので、お受けできませんと断られ、それでは、どうしたらいいんですかと尋ねると、橿原市内で民間の眼科が一軒だけ診察をしていますので、そちらへどうぞ、それが一一九番へ電話をしてくださいとのつれない返事でした。私も、今までたくさんの県民の皆さんを救急や病院へのお世話をしまいましたが、私自身がこのようなことになるのは、つらくて泣けてきました。

そして、救急をあきらめて、家族に奈良市の自宅から橿原市の民間眼科へ連れていってもらいました。眼科医院に入ると、あまりにも多い人の数に驚きました。目を真っ赤にはらした子どもさん、男性、女性、目を充血させてハンカチやタオルで目を押さえている人など、四十人ぐらいが受診待ちで大変でした。私も一時間ほど待って診察をしてもらい、このとき、まさしく政治の力でこの現状を改善しなくてはならないと強く実感をいたしました。長い時間待って、診察と、目薬をもらって帰りましたが、それから十二月三十日から一月六日までの八日間、一日も外出できず、床に伏せていました。すべてのスケジュールをキャンセルして、車の運転もできず、ただひたすら落ち込みました。突然目が不自由になると、大変気持ちまでが落ち込むものだの実感をいたしました。それから、二日に一度眼科医院通いを続け、あれから二カ月、今では充血もなく、はれも引きましたが、通院は今も続けております。右目が、今までは視力が一・二ございましたが、現在は〇・五ぐらいに一気に落ち、二重に見える乱視の後遺症が残り、今現在も大変苦勞をして、残念でなりません。私が申し上げたことが事実であります。県会議員の私自身が電話で依頼してもこのとおりつれない、冷たい対応でした。県民の皆さんが電話されたらどのような対応だろうと考えると、恐ろしいことでございました。

次に、産科医療についてですが、南和に産科がなくなり、五條市では、同市の妊婦さんが和歌山県の橋本市の産科にかかる割合がこれまでの四割から七割に達した現状。今回の事故で知事が八月三十日の記者会見で、この件について責任を痛感していると謝罪をされました。ここで改めて、現在の産科を取り巻く県内の医療体制の現状を把握してみると、県内では二〇〇五年以来、五病院が産科を休診し、現在二十九機関で分娩に対応、産科医は現在七十二名、昨年より十三人減少、人口当たりでは、近畿では最下位であります。県内では毎年約二百人の重篤な状況の妊婦さんが救急搬送を必要とするが、約四割が大阪に頼っているのが現状であります。県が産科や小児科、へき地の医師不足に対応して、今年度から初めてドクターバンク制度を導入して、出産などで退職した医師を掘り起こして登録し、医師が足りない病院に紹介する仕組みでしたが、受け付け開始から五カ月たった今、やっと登録者は一人、県内の公的病院からの計九人の求人が寄せられているのに、紹介ができないのが現状であります。医師会から提供されている退職者を含む二千人の会員名簿を、医師会から使ってもらっても構わないとしているのに、一度も使用していないのでは

との報道もありました。また、総合周産期母子医療センターを開設するため、専属の看護師ら五十人が必要になり、今年度、看護師不足も心配をされる県立医大附属病院は、例年八十人程度から新規採用を二百人にふやしました。しかし、応募者が、看護師は九十七人、助産師はわずか九人しかいないこと、挙げれば切りがないほど次から次へと、産科医師不足、救急医療体制の不備と、厳しい現状が映し出されてまいります。

知事はこのことを真摯に受けとめ、新知事として県民の命と少子化対策を強く打ち出さなくてはならないでしょう。今回のことをどのようにとらえ、この先の展開をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

私は、この問題も最終的な要因は産科医不足だろうと考えています。しかし、医師不足は、きょう、あすという短い期間で解決できる問題ではありません。国は、早急に抜本的な産科や小児科の医療報酬の見直し、そして県は、公立病院勤務医の給与の見直しをはじめ処遇の改善をすること。全国トップの沖縄県と奈良県の医師とは、年収で約六百万円もの差があると言われております。その結果、県立医大の卒業生が約七割近く県外へ流出していく要因にもなっているのではないのでしょうか。

そして、さきに私が述べた県立医大附属病院の受入れ事務体制の確立を強く求めてまいりたいと思います。救急から病院に要請の入ったとき、その担当には県の管理職を含めた責任者が対応する。そして、その会話はすべて録音をされる。そのためにも、県立病院には救急受付担当チームをつくることを提案したいと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

次に、観光政策についてお尋ねをいたします。

荒井知事には、運輸省時代に歩んでこられた運送・観光行政は特に専門分野として、その経験を十分に生かした奈良県観光政策をぜひ推進していただきたいと考えております。そして、知事のマニフェスト、賑わう「都」を造る点について質問をいたします。

「遷都一三〇〇年記念事業は、今後の奈良観光に大いに資する形が残るように、奈良県全体の観光が今後とも賑わうように、イベントの無駄を省き節約して、実行します。」とされています。平城遷都一三〇〇年記念事業は見直すということでしょうか。具体的には何を無駄と思われ、どのような記念事業を考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、「平城宮跡は、将来、サミットやアジアの首脳会議の会場、奈良観光のゲートウェイかつ日本の歴史文化体験のメッカとして、日本の一大観光・文化の拠点となるよう、整備します。」と言われてますね。平城宮跡の国営公園化を強く推進され、国にも要望をされております。国営公園化することによって何がメリットとなるのでしょうか。入園料が徴収されたり、駐車場が有料になったりしないのでしょうか。

そして、サミットや首脳会議は平城宮跡のどこで開催されるのでしょうか。新たに会場を建設される構想でしょうか。

そして、交通アクセス、近鉄奈良線の平城宮跡近傍での仮設駅の構想は現在どうなっているのか、お尋ねをいたします。

近鉄西大寺駅と平城宮跡内の線路を地下化へと、今までにない大胆な構想をしておられますが、京奈和自動車道大和北道路の地下化でもかなりの議論があります。この案には多くの規制と、財源的に厳しいと考えられますが、知事のお考えをお伺いいたします。

また、「奈良の観光施設が、分かりやすく、周りやすくなる方策を早急に実現します。」とされています。「県内の主要な観光施設の動線（道路、バス、遊歩道、駐車場など）を、集中的に整備します。」とされています。そこで具体的にお伺いをいたします。近鉄奈良駅、JR奈良駅へ特に修学旅行生や団体さんが到着されたとき、観光バスがどこで待ち受けられていますか。特に近鉄奈良駅は、県庁へ行く道路の三分の一の道路をふさいで、何台ものバスがエンジンをかけて待っています。私は県会議員になった平成三年からずっと言い続けていますが、バスの待機場所は全くありません。私は今、民間企業が購入されたレストランの跡、春日ホテルの横、あるいは文化会館の前の公園などを提案してきましたが、奈良県からの賛同はいまだ得られていません。この問題について、知事は具体的にどう考えておられますか。奈良へ修学旅行、団体観光客の誘致と言われても、駐車場、食事所、お土産、トイレなどが整備されたところがあれば、旅行者やバス会社は、奈良へ行くこと、奈良を勧めることはしません。この点についてはどうでしょうか。

また、知事は「観光案内表示方式をシステム化し、抜本的に改善します。」と言われております。その前に、世界から奈良へ訪れる観光客に対して、文化・観光施設や社寺の案内表示や観光施設表示を日本語だけでなく、せめて韓国語、中国語も含めて表示されたらどうでしょう。もう既に日本各地では韓国語や三カ国語表示は始まっていますが、いかがでしょうか。

次に、「県内宿泊客緊急増加プラン」を策定し、宿泊観光客数を四年以内に六百万人台に増加させることを目標にするとともに、必要な宿泊施設を県内に整備します。」とされています。私も何度も、宿泊施設の整備やホテルの建設を申し上げてきました。今少しずつホテル建設などが進む計画はあるようですが、しかし今日、奈良県の観光客宿泊状況は、平成十五年が三百三十一万人、平成十六年が三百二十四万人、平成十七年が三百二十二人と年々減少し続けています。四年以内に六百万人に増加させると言われておりますが、倍増ですが、現実的にはかなり大きな目標と思いますが、その根拠と決意のお示しをお願いいたします。

次に、企業の誘致についてお尋ねをいたします。

知事は知事選挙の折、大変立派なマニフェストをつくられ、奈良「新・都」構想を打ち出されました。その政策提言の一番目に、「栄える「都」を造る「奈良経済発展戦略」を緊急に作成し、奈良の経済活性化と雇用の創設のための行動を即刻開始いたします。」とされています。ここで、知事選挙の際出されたマニフェストをご紹介します。

一つ目に、「戦略」の目標指標を具体的に設定し、知事がトップセールスをし、迅速な判断をします。」四年の目標、具体的に数値で表現されています。県内総生産四・二兆円、県内雇用四万人増加、県内消費四千億円増加、企業誘致百件。二つ目に、「中核となる産業立地拠点を明確に設定し、立地環境の整備を集中的に行います。県内物流体系の整備に合わせ、産業立地拠点の配置も見直します。」立地環境の整備、道路、水道、電気、ガス、通勤環境、住環境、学校・保育所等子育て環境、その他の環境整備などインフラ整備が急務です。三つ目に、「産業立地拠点ごとに、相談員「産業立地コンシェルジュ」を置き、立地企業のあらゆる相談を受け、迅速に処理する体制を整備します。」敷地は狭いとか、人が足りないとか、税金はどうなんだろう、何でも相談を受け、そして迅速に処理をするということであります。四つ目に、「広域的な経済社会圏を設定し、広域的な視点にたった地域振興策を、関係市町村と策定し、地域活性化のための支援を総合的に行います。」五つ目に、「大学などと連携し、立地企業に必要な人材を供給するようにします。」しかし、奈良へ企業を誘致、進出するためには、大変高いハードルがたくさんあります。そのハードルをクリアしない限り、知事の提案は空想になってしまうのです。

まさしく奈良のこの四年間は企業の誘致や企業進出で活力ある奈良をつくれるかのように想像されますが、私は以前この本会議場で、奈良への企業誘致を強く申し上げてまいりました。そのことを受けて奈良県は、大阪の上場企業七百社に対して奈良への企業進出や工場進出などの希望を含めてアンケート調査をされました。しかし、その結果は、二社しか奈良への進出希望はありませんでしたし、結果的にはゼロ社でした。それどころか、奈良県内においては、シャープの三重県亀山工場への進出、多くの社員の人が亀山へ転勤されて、住居も三重県民になられています。私の知人も、奈良市から、大和郡山市から、天理市から、家族連れで引っ越しをされ、大変寂しい思いです。シャープ亀山工場は今、世界の液晶テレビ・アクオス、亀山ブランドとして大変有名になりました。三重県の企業誘致の成功例として全国的に高く評価されています。そしてまたシャープは、大阪府堺市の臨海地帯に工場を設備投資一兆円をかけて誘致に成功し、大阪府は百二十億円の補助をするようです。大阪府の太田知事とシャープの社長が満面の笑みで、大阪府庁で調印されている姿がニュースで映し出されていました。また、県内のわずか数社しかない上場企業の中で、大和郡山市の企業も三重県へ本社機能に移されました。県内へ企業誘致どころか、県内の企業が県外へ流出していく、そのことも大変大きな問題があると思います。

そこでお伺いをいたします。私は、企業誘致で絶対に、知事ないし政治家が個人的な深い関係を持っていて依頼されてこそ、誘致がスムーズに進むと思っております。過日、民主党の渡部恒三衆議院議員と会食する機会があり、そのときご自身の、大手電機メーカーの工場を地元の会津若松へ誘致されたときのことを熱心に話されていました。また、千葉県内の新日鉄工場は、千葉の国会議員から誘致したとテレビで発言されていました。私は、知事がマニフェストで企業誘致の数値まで挙げて政策提言されていることは高く評価をい

たしております。知事に就任されて間もなく半年、今現在どのような企業誘致として接触されているのか、あるいは先の展望について、お尋ねをいたします。

私も、企業誘致については過去にも大きな話があり、奈良県へ紹介をしたことがございます。大阪府内にある上場企業の工場が移転計画があり、私の知人が勤めており、そのセクションの責任者の一人となったがゆえに、私に相談があり、私も喜んでこの話に乗りました。従業員一千名、家族を入れると数千人規模に将来はなると見込まれ、大変すばらしい夢を見ました。しかし、結果的にはだめでした。荒井知事、なぜか、おわかりになりますか。後々わかったことですが、大阪府は太田知事が、府内から出ないでくれと直接会社へ出向かれて、関西国際空港の対岸りんくうタウンへの誘致を提案されたようです。兵庫県は県担当者が会社へ何度も足を運び、中国自動車道吉川インターチェンジ付近の工場用地を提案されたようです。奈良県は東部名阪沿いと県南部地域が紹介されましたが、トラック輸送、冬に雪と凍結の心配、交通のアクセス、従業員の通勤アクセスが全くないなど、条件的にはかなり厳しさがこの奈良県にはあります。そして、当時奈良県の企業誘致の姿勢は、相談をしに来てくれたら幾らでも相談に乗りますよという姿勢でした。また、今現在私の知人が、奈良市内で工場を設立するために工場敷地を探しています。そして県にも協力要請をしています。しかし、奈良市内では規制が厳しく、準工業地域を見つけることは大変難しく、県外への進出を考えておられます。大変悔しく、今も私は必死で敷地を探しております。奈良市内や奈良県内では総合的に判断して企業誘致できるところが少ないんです。企業立地できる用地の確保をしなくてはならないと思いますが、知事はどのようにお考えですか。

次に、知事のマニフェストの中の企業立地コンシェルジュ、企業立地嘱託職員が一人決まりましたね。元電機メーカーの社員の方のようですが、採用期間がことしの八月から来年三月末まで八カ月とは、大変短い期間の契約が気になります。企業誘致がそのような短期間でできるのでしょうか。そして、この施策は具体的にどの企業に対してどのようにアプローチをされ、どの程度計画が進んでいるのか、お伺いをいたします。

次に、学校における食育の推進について、教育長にお尋ねをいたします。

近年、食の習慣の乱れ等による生活習慣病等の増加、家族そろって食事をする機会の減少による家族関係の希薄化など、食をめぐる問題は多忙化、深刻化し、食の安全・安心に対する国民、県民の関心が高まっています。反対に、食料の食べ残しや食品が廃棄されるなど、食を大切に作る心が薄れつつあります。このような中、平成十七年七月に食育基本法が施行され、平成十八年三月には食育推進基本計画が作成されました。改めて食育について考え、そして、県民一人ひとりが強い意識と関心を持って実行をしていかなくてはなりません。食育とは生きるための基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの、さまざまな経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。ここに内閣府が発表した食育に関する意識調査を発表いたしますと、その言葉と意味のいずれも知っている人は三人に一人、仕事の忙

しさなどを理由に食育を実践していないとする人は四割を超え、食育の普及は浸透不足と言えそうであります。

また、政府は食育白書を決定し、その中で、家族そろって食卓を囲む回数が年々減り、毎日夕食をとともにしているのは四世帯に一世帯になるなど、規則正しい、バランスのとれた楽しい食事など、健全な食生活が失われつつあるとしております。その要因は、単独世帯の増加や女性の社会進出、外食の機会増大などで、一日の野菜摂取量の目標三百五十グラムにすべての世代が達していないなど、栄養の偏りも顕著になってきております。白書では、子どもの不規則な食事にも触れ、飽食の時代、コンビニ弁当の二十四時間営業と低価格競争、ファーストフード店や外食チェーン店の営業時間の延長など、食事を選ばなかったら、ほぼ二十四時間いつでも手軽にとることができます。しかし、子どもの不規則な食事は、疲れる、いらいらする割合が高い一方、毎日朝食を食べる子どもほど学校のテストで高得点を取る傾向があるとの調査結果を紹介しながら、食育の重要性を指摘しています。大人の食育は、仕事の忙しさや利益追求型社会において食事時間も家庭での夕食も顧みないスーパー仕事人間の増加など、成人病やがんや糖尿病など生活習慣病が増加をしています。国民医療費の三割、死亡数割合は約六〇%近く、国としても大きな問題であります。しかし、欧米で見られるように、肥満や体重コントロールは自己責任で社会的制裁も厳しくあるように、大人は自覚を持って強く意識しなくてはならないと思います。

そこで、今回は子どもの食育について考え、質問をいたします。

食べることについてのしつけや教育は、第一義的には家族の保護者でしょうが、しかし、子どもをめぐる発展上の課題や食生活の実態などを見ると、学校教育においても取り組むべき重要な教育課題であると考えております。子ども一人ひとりが健康や体力を維持するためには、食生活を改善し、望ましい食習慣を身につけることが不可欠であります。食べる行為は健康な体を維持するための営みであります。子どもの食生活についても、食品の栄養に関する基礎的な知識やバランスのある選択能力、好きなものだけを食いたいという気持ちを抑制しコントロールする能力、選んだものは最後まで残さずに食べる、嫌いなものでも食べるような、さまざまな資質や能力が必要となっております。食べることは毎日であり、習慣化していく子どもに、食に対する正しい知識と態度は、保護者と学校教育や給食にもあると思われます。そこで学校においても、子どもたちが生活する時間や指導性など、学校でも教職員皆さんが強いリーダーシップのもとで食育の授業、給食での実施、道徳を通じての教育など、これから国や奈良県民の健康や秩序ある生活の維持など、大きな要素になると思います。

そこで、教育長にお伺いをいたします。食育を通じた学校教育での推進、給食での工夫など、なお一層の食育にかける時間が学校でも必要と思いますが、いかがでございましょうか。

次に、飲酒運転追放対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

先週の九月十九日に道路交通法の改正がされ、施行されました。飲酒運転やひき逃げの罰則強化を柱とした内容であります。その内容とは、飲酒運転者に車両や酒類を提供する行為への罰則を新設し、飲酒運転と知りながら同乗することも禁ずることです。また、ひき逃げや飲酒検知拒否の罰則は今までより約二倍に引き上げられ、その中で車両提供の摘発例は、一緒に飲酒していた知人が、酒気帯び状態であることを知りながら、求めに応じて自分の車を貸すなどのケース。酒類提供は、ふだんから車で来店をし、飲酒後も運転することがわかっている客に飲食店経営者が酒類を提供する行為などを想定しています。今日、社会常識として飲酒運転の危険さは国民の一致した認識であり、飲酒運転をしてはならないことは県民一人ひとりが強く認識をされているにもかかわらず、今月に入ってから九月十二日には、県内で新聞配達員が、早朝、酒気帯び運転の疑いのある女性に追突、ひき逃げされ、死亡するという悲しい事件がありました。県内の交通のアクセスや利便性を考えたとき、奈良県内での県民の生活は、車なしでは生活できにくい状態であると思われます。それがゆえに、通勤、買物、スポーツ、遊び、何をとっても車を利用した生活になると考えられ、必然と飲食を伴う機会も大変多いと思います。

そこで、今回の道路交通法の改正を受け、飲酒運転追放対策について、警察本部長にお伺いをいたします。全国的に見て交通事故による死者数は、平成十八年は六千三百五十二人と六年連続で減少し、交通事故発生件数や負傷者数も二年連続で減少傾向にあります。また、奈良県下にあっても、交通事故死者数は平成十三年以降五年連続して減少し、事故発生件数や負傷者数についても平成十三年をピークとして減少傾向にあります。これまで県民の皆さんの自覚や企業、社会の共通した認識の一致と、警察が今日まで取り組んでこられた交通安全対策が功を奏しているものだと思っております。しかしながら、県下において年間六十数名の方が交通事故で亡くなられ、さらに一万人弱の負傷者が出ております。依然として車社会は厳しい状況にあります。平成十三年、刑法に危険運転致死傷罪が創設されましたが、その後、この危険運転致死傷罪に当たらない死傷事故の中に、飲酒運転などによる悪質、危険な運転による事故や、多くの死傷者が出る重大事故が発生することから、このような事故に対する罰則強化として自動車運転過失致死傷罪が創設され、本年六月十二日から施行されております。昨年八月、福岡市において、両親と三人の幼い子どもが乗った車が飲酒運転の乗用車に追突され、三人が亡くなったという非常に痛ましい事故が引き起こされたことは、いまだ皆さんの記憶に新しいところであります。このような情勢下にあるにもかかわらず、飲酒運転は今も後を絶たず、奈良県下においても本年、飲酒関連事故で四件、四名の方がお亡くなりになっております。私は、飲酒運転の根絶はやはり警察に期待をするところが大変大だと思っております。

そこでお伺いをいたします。今回の改正道路交通法の施行に伴い、取締りはもちろんのことですが、飲酒運転根絶に向けてどのような対策を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

以上をもちまして壇上からの代表質問を終わらせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（辻本黎士） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十番田尻議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢、政治スタンスのお問い合わせがございました。特に国会議員と知事の立場のわきまえ方というような観点も入っていたかと思えます。

議員の立場と知事の立場は大いに異なることを実感しております。ご案内のように、国政は議員内閣制でございますし、知事は直接公選制でございますし、いろんな役割が違っております。知事は、県民の要望を全体としてどのように図っていくか、取り上げて実現していくかというところが、基本的な、また直接的な任務であろうかと思っております。したがって、知事選挙は無所属で立候補したところでございます。国政は、会派がなくては成り立たない仕組みになっておりますので、その中の一議員というのは、また地方行政の立場と大いに違うところがあるように感じておるところでございます。今申し上げましたように、知事は県民全体の要望にどれだけこたえて、将来の奈良をどのように築くかという責任とリーダーシップの要求があろうかというふうに感じております。選挙の洗礼を受けるという意味では同じ立場でございますが、政治家としては、心構えでございますが、愚直でいいから心のあたかな政治を目指したい、仕事は目立たなくても、陰日なたなく働き、手柄を求めないつもりでやりたいというふうに、議員になって思いましたが、それは知事になっても変わらないように追求できるように思っております。県政の課題に対し逃げないで対応していくために、庁内外を問わず、さまざまなご意見を賜り、率直な意見交換を求めて、公平無私な気持ちで行政を行うということが、より大事なかなというふうに思っております。衆議院議員総選挙に対しましても、今述べました知事の立場を十分踏まえて、慎重な姿勢で対応していきたいと考えております。

救急医療についてのお問い合わせがございました。いろんな課題を踏まえて、ご自身のご体験も入れてご指摘がございました。

今回の樫原の事案は、いろいろある医療の課題の中で、産婦人科の救急医療体制の不備ということになろうかと思えます。また、それは県政の最重要の課題だというふうに認識しておるところでございます。最終的な要因は、田尻議員がおっしゃいましたように、産婦人科医の不足によるということにはなると思いますが、産婦人科の充足はなかなか手間がかかるわけございまして、それまでにやることも幾つかあるんじゃないかというふうに思っております。産婦人科医の不足ということでは、奈良県の産婦人科医は現在七十数名でございますが、先ほど上田議員の質問に対しても答弁しましたように、大阪は千百名を超える産婦人科医がおられます。それでも、大阪府の産婦人科の一次救急は十分でないということは、委員が調査委員会で発言されたところでございます。

奈良県は、平日、夜間、土曜日午前中を除く休日に診療されている開業医は全くございません。産婦人科の夜間救急の受け付けは、県立医大附属病院と市立奈良病院の水、木、

土曜日、奈良社会保険病院が、この九月からでございますが、月曜日、近大奈良病院は、婦人科だけでございますが、火曜日だけという、大変厳しい状況でございます。九月七日と二十一日に二回開催いたしました妊婦搬送事案の原因究明、再発防止のための調査委員会では、たくさんの意見を伺っております。まだいろんなことが議論として出てくると思いますが、現在まで出てきたところで、実施できるところを早急 to 実施していきたい、詰めるべきところは詰めていきたいというふうに考えております。

まず、取りかかる対策といたしまして、今回の事案でも問題になりました消防と病院窓口の意見といいますか意思疎通にそこがございまして、病院窓口と消防が共有する救急搬送照会応答マニュアルのようなものは、早急に作成し、そのマニュアルに基づく合同訓練の実施が必要かと思ひます。また、県立医大附属病院に今度の妊婦さんの救急のお問い合わせがあったときは、一般救急に問い合わせがあつて、一般救急から産科にお問い合わせがあつて、産科のお医者さんが今手があいていませんということで、一般救急から消防救急にお答えになったわけでございますが、これがもう少し事態の、妊婦さんにおきましては一般の救急と違う母体と赤ちゃん と二人の命がかかわっているものでございますので、その状況がよりよく把握されると、その受入れについてもう少し違った対応ができるかもしれない、搬送先を指定する場合にも、より親切 な扱いができるかもしれないというご指摘がありましたので、また、大阪のほうのOGCSと呼ばれます妊婦の案内システム、情報システムに対する窓口を設けるという意味でも、県立医科大学附属病院に妊婦さんの受入れ要請業務を円滑に行うコーディネーターを当直医師と別に配置する、一般救急とは別に配置するというアイデアがございまして、それを県が助けることができるとすれば、経費を賄うことはどうかというふうなことで、そういうアイデアが実現できれば、県としても人件費等の経費を支出したいということ を意思表明いたしまして、この九月議会でも補正予算案として追加提案をさせていただきたいと思ひております。

また、議論がまとまるのはもう少し先になるかもしれませんが、産婦人科の開業医は夜一軒もあいてない。しかし輪番制なら、県立奈良病院にしろ、市立奈良病院にしろ、県立医大附属病院にしろ、あるいはそれぞれの開業医にしろ、輪番制の夜間当直が可能だと、地域によってはそのような地域もございしますので、そのような体制を組むことができれば、県が経費の補助をしながらも、産婦人科開業医の参画を得て、産婦人科一次救急体制を整備するということもアイデアとしてはあろうかと思ひております。これも、関係者と具体的な協議を進めたいと思ひますが、協議がまとまれば、また予算措置などもお願いしたいというふうに思ひております。

また、議員がご指摘になりましたように、産婦人科医師の待遇、給与等が相当低いんじゃないかという話がございました。あるいは、医師全体が奈良は低いんじゃないかと。実態はつぶさには今は承知しておりませんが、診療報酬の見直しは国でございますが、産婦人科医、また麻酔医なんかが、夜間は相当忙しいという実態が明らかになっておりますので、夜間の当直などは大変厳しい勤務の実態だと聞いておりますので、そのような実態を

反映して適切な処遇となるような手当等の対応ができるかどうか、これも関係者ともう少し詰めていきたいと思います。そういう関係者との協議が調いますれば、また予算措置もお願いすることになろうかと思います。

また、県内の勤務の医師が、県立医大があるにもかかわらず四割程度で、なかなか県内定着率が低いんじゃないかというご指摘がございました。なかなか難しい課題でございますが、臨床研修制度が変わりました以降、相当の自由な意思で研修医が行かれますので、産科については臨床研修医がなかなか希望されないということと、それと、どうしてもまちに行かれるという課題がございますが、県内の医師確保のために、例えば県立医大の入学者に、一定期間、県内の医師が不足する診療科に従事することを条件に奨学金制度を、十八歳ぐらいの入学時から約五名程度募集するというような奨学金制度の創設でございますとか、産婦人科及び小児科の研修医師を対象にして、学生の後期、あるいは研修医になられたときの奨励金という形での補助というようなこともアイデアとしてはございますので、そのような考え方が制度として確立することができますれば、また財政措置についてもお願いしたいというふうに思っております。

産科と小児科、麻酔科だけでなく、今、田尻議員がおっしゃいました眼科を含めた一次救急一般の問題については、まだ先の問題、先といいますのは産科以外の問題として存在しているわけでございます。産科につきましては、県立医大附属病院、県立病院などが数少ない中心になっておりますが、一般の一次救急の受入れ体制についてどのようにするかというのは大きな課題でございます。いろんな診療科がございますので、その診療科はどうしても、医大附属病院のようなところ、病院頼りということになりますが、やはり大きな病院は二次、三次の手術を要するもの等、相当大きな命にかかわるものを中心に扱わないと、いざというときに間に合いませんので、一次救急について開業医の参画、助けを得たシステムができるかどうか、これは県の医療体制を一次救急が受け入れられるような体制にできるかどうかという大変重要な課題になっておりますので、それを重要な課題と認識しつつ、医療提供体制の整備ということを本年度に協議を進めて、体制のアイデアができるように努力していきたいというふうに思っております。その中で、議員がおっしゃいましたいろんなアイデアが検討課題の対象になるものというふうに考えております。

次は、観光政策のことについてお問い合わせがありました。

イベントの無駄を省き、節約して実行というふうに考えておりますが、具体的にはどのようなことになるのかというお問い合わせかと思いますが、先ほどの上田議員に対してのお答えとも若干重複するかと思いますが、もう一度かいつまんで申し上げますれば、一過性で短期間に集中的なお祭りであり予算を使わないで、お祭りをするときの施設とかお祭りの事業が後々までも利用できるような、後、奈良県の観光の振興に役立つような形での記念事業はないものかという思考でございます。いつときに短期間でたくさんのお客さんが来れますと、その期間にはにぎわいますが、大変不自由をかけたり、サービスの行き届かない点があるかと思います。議員がおっしゃいました、駐車場がないんじゃないか、

あるいは土産物、食事の場所、泊まる場所がないんじゃないかというのも一つの難点でありますが、一時期、短時日に集中するよりも、この記念事業をきっかけにして奈良の観光の評判がよくなって、また来ようと、まだ見過ごしているところがあるに違いない、またいろんなところを深く知りたいというようなことが訪問客にしみわたるような記念事業をしたいというふうに考えておるところでございます。仮設の施設をできるだけ少なくして、そういう意味で無駄を省き、効果が後に残るような記念事業ができたらず、まあ言うは易く、考えるのは難しい面があろうかと思いますが、この事業実施計画を年度内に作成するということでございますので、ない知恵を絞りながら、いいアイデアを募集しながら、実施計画を固めていきたいというふうに思っておるところでございます。

それとともに、国営公園化というのはどのようにするのか、また、その後の有料化等はどうかということでございますが、国営公園化につきましては、平城宮跡の保存・復原整備というのは文化庁及び関係者、奈良文化財研究所はじめ関係者のご尽力により、ある程度進んでおりますが、現状はまだ原っぱのところが多く、保存ということからすれば、あまり人を若干寄せつけないところがあろうかと思えます。例えばトイレ一つをとっても、今、百七十ヘクタールにもなる場所にトイレというのは大変少ないわけでございます。何時間もゆっくりとたたずまいを楽しむというための設備はないわけでございます。今後、十分に平城宮跡を楽しんでいただくためには、そのようなことから整備をする必要がある。公園となれば当然そういうようなことが整備されるわけでございますし、これは一過性の記念事業の期間中だけのトイレではなくて、後々に残るトイレとするには、公園事業のようなことが必要かということに思っております。公園事業になりますと、平城宮跡の保存・復原整備がより一層図られるというようには考えておりますが、広く多くの人々が訪れて我が国の歴史文化を体感でき、使いやすい、訪れやすい公園、楽しめる公園ということになることを希望しておるわけでございます。国営沖縄記念公園首里城は、先ほど上田議員へのご答弁で申し上げましたが、年間約二百六十七万人が、沖縄に行くとき必ず訪れられる観光地になっているわけでございます。これは世界遺産でもあるわけでございますが、世界遺産の上でもそのような訪問客がおられるということでございます。

そういう際の入園料の徴収、駐車場の有料化につきましては、各国営公園で有料のところと無料のところがございます。有料のところは入園料約四百円というような程度で取っておられるところがあるわけでございますが、その国営公園の特性によりいろいろ異なっているわけで、無料のところもございます。国営飛鳥歴史公園は無料でございますが、必ずしもすべての国営公園で入園料を徴収するということではございません。今後、入園料については、公園計画の具体的な方針を固める上でさらに検討が進むものと思っております。

次に、平城宮跡は、サミットや首脳会議などの場として行いたいと私も考えておりましたし、今でも期待をしておりますが、どこで、どのように行うのかということでございます。

現在でも、国営公園化を要求しましたら冬柴大臣から、二〇一〇年はA P E Cの首脳会談が日本でございます。ことしはシドニーで安倍総理も出た、ブッシュ大統領も来たA P E Cの首脳会談、ロシアの大統領も来るという大変ハイレベルの、むしろサミットよりも大規模な会議でございますが、A P E Cの首脳会談は奈良の平城宮跡のそばで行えないかという具体的なご下問が役所からございました。私は、大極殿ができて、前が整備されたら、そこで首脳の記念撮影はできますし、記念撮影はしてほしい。G 8のサミットは首里城の前で森総理のもとで記念撮影が行われて、それが世界に放映されて、首里城が世界の首里城になったわけでございますので、大極殿が、そういうハイレベルの国際会議が行われると大変貴重な、いい宣伝の機会だというふうに思いますが、現実には、国際会議をするにはスイートルームのあるホテルがたくさん要りますし、セキュリティのある会議場も要るわけでございます。正直言ってその点、奈良で行うということはなかなか現在難しいわけでございますが、ホテルの整備ができ、セキュリティがもう少し進めば、そのレベルの国際会議もまあ夢じゃないというふうにまだ思っております。そのレベルでなくても、まあ知事級でございますと、中国、韓国とも国際会議はもう既に行っているところでございます。元首級になるとセキュリティの面で大変厳しくなる面があるかと思いますが、それと、大きな国際コンベンションになるとキャパシティが要るということでございますが、いろんな国際会議ができないかというお問い合わせは本当に今たくさんあるわけでございます。奈良で本当にできたらいいなというふうには思っているところでございます。

それから、平城宮跡の近鉄線の仮設駅ということでございますが、仮設駅の構想がございました。

これは、半年間に五百万人というお客様を平城宮跡に集中させるというパビリオン型の博覧会方式のアイデアのもとで提案されていた考え方でございます。半年間に五百万人というのは大変な量の訪問客が平城宮跡を目指して来られる、しかもパビリオンの中へ入場料を払って入られるという方式でございますと、本当に車で来られると大変なことになるわけでございますが、できるだけならかに、いつとき集中、短期集中ではなしに、なだらかに将来ふえるような形の観光地になるように目指しているわけでございますが、長期間増加するには仮設駅は要るのかどうか。やはりお祭りをしますと訪問客がふえますので、平城宮跡へのアクセスというのは大変重要でございますが、仮設駅が要るぐらいの量なのか、ほかのアクセスがないのか、実施計画の策定の中で、そのアクセス計画の中での仮設駅の必要性も考えて、場合によっては見直していきたいというふうに考えております。もし必要がなくてアクセスができるならば、仮設という点についてはちょっと無駄になるんじゃないかという考え方は持っておりますが、お客様の量に応じて本当に要るものかどうかという点は、もう少し検討させていただきたいと思っております。

それから、近鉄西大寺駅と平城宮跡内の線路の地下化ということでございます。規制と財源面から大変厳しいプロジェクトではないかというご指摘がございました。

そういう面は確かにあろうかと思います。近鉄西大寺駅は今約二十万人が乗降される大きな駅でございますが、ただ、五万人が降りられるだけで、十五万人が乗りかえされる駅ということでございまして、従来、停車場あるいは操車場の近く、車庫の近くの駅というような、乗りかえ駅というような性格が強かったと思います。奈良市の中におきまして大変いい立地で、奈良市の玄関口、鉄道の玄関口ともなる駅でございますが、駅前広場がない状況の駅でございますし、そのような大変煩雑な交通のある駅でございますので、西大寺駅の北のほうに住宅がたくさん整備されるとともに、南北の道路が本当に混雑してまわっております。百貨店ができたりして、本当に全国でも交通の分野では有名になるくらい、問題駅というふうに言われておるところでございます。交通体系からの問題点がある駅というふうにかねてから思っております。そのような近鉄西大寺駅を何とかできないかというふうには思っております。

平城宮跡内の線路、近鉄線路の地下化については、また別の課題があろうかと思います。平城宮跡が公園として整備されてきますと、ああいうようなのが支障の物件になるんじゃないかという指摘もありますが、ただ、あってもいいんじゃないかという意見もありますし、移設するにしても地下水路の関係でなかなか、規制というより、現実には地下の遺構をどのように守るかという観点から、なかなか構造物のデザインの仕方が難しい課題はあるわけでございます。そのような事態は今の時点でも承知しておりますが、六月補正予算で調査費を認めていただきました。特に平城宮跡周辺の道路も含めました抜本的な渋滞対策について検討を、その補正予算を利用して始めております。文化財への影響や県財政への影響も、もちろんフィージビリティを考えるということで基本的に大事なことでございますが、先ほど申しましたように、近鉄西大寺駅という交通体系上は大変問題点のある駅の課題をどのように克服するかということで、実現可能な方策を目指して検討を進めることは進めていきたいというふうに思っております。

また、観光政策について、近鉄奈良駅周辺の観光バスの待機場所がないということ为例にとられまして、観光地奈良のいろんな問題点をご指摘になりました。

本当におっしゃる点が身にしみて感じるところでございます。大変な文化財のある中で、アクセスが悪い、来にくい、滞在しにくいというような、文化財がもったいないような観光地としての様相についての整備が必要だというふうに思っております。近鉄奈良駅周辺に限っての議論をいたしますと、ご案内のように大変な物理的な制約がありまして、駅前のそばに観光バスの待機場所を設けるとするのは困難であるというふうに見えますが、奈良市全体で、西から来られる方、あるいは京都方面から来られる方も含めて、円滑な交通と駐車場の確保をどのようにするか、これは平城遷都一三〇〇年記念事業でもより厳しく問題になると思いますが、平日、平時でも市内観光施設の動線整備ということが検討の重要な課題だと思っております。アイデアといたしましては、大規模駐車場をどこかにつくって、パーク・アンド・バスライド、今はサイクルライド、自転車で乗りかえてくださいと言っておりますが、バスライドができれば非常にいいかと思いますが、あるいは、近鉄

奈良駅とＪＲ奈良駅、平城宮跡の拠点、これが大きな拠点、先ほど申しました近鉄西大寺駅というのも、西のほうから来られる方の拠点になると。阪神電鉄の乗り入れが二〇〇九に行われますと、兵庫県から比較的たくさんお客さんが来やすくなるわけですが、どのように来られるのかということも含めまして、市内の観光動線について検討を進めなければいけないと思いますが、奈良公園整備構想を今、補正予算をいただきました中で検討を進めておりますが、その中でも検討を進めていきたいと思ひますし、また、議員のアイデアも改めて伺う機会がありましたら幸いだと思ひております。

それから、案内表示につきまして、韓国語、中国語による表示ということでございます。

いろんな都市でも韓国語、中国語がローマ字あるいは英語と並んで表示されているのは、もう普通のことになっております。県内、奈良県の主要観光資源でこのような韓国語、中国語、一番訪れられる方は韓国、中国、台湾ということでございますので、英語圏よりも多いわけでございますが、そのような言語が記されているのは一部の鉄道駅近辺の案内板のみという、観光地としては大変恥ずかしい内容でございます。言葉だけではなしに、案内の表記、あるいは案内の仕方、近鉄奈良駅に参りましてもなかなか観光地の案内というのは不十分のような印象もありますが、外国人だけでなく訪問客への案内表示、また外国人にもわかりやすい案内表示に早急に取り組む必要があろうかと思ひております。六月議会の補正でご承認いただきました予算により、年度末を目途に公共サイン整備ガイドラインづくりという形で取り組んでおります。その中で当然、外国語表記の多様化ということも課題でございます。ガイドライン策定後は、各市町村とも連携を図りながら、そのアイデアに基づきまして、表記基準に基づきまして、計画的に整備を進めてまいりたいと思ひております。また、よく目につきます奈良公園周辺についても、先ほど申しましたように整備構想が策定中でございまして、その中で多言語表示につきましても考えていきたいというふうに思ひております。

引き続き、また観光政策のご指摘がございました。宿泊観光客を四年以内に六百万人台にするというのは、言い過ぎということはないが、大き過ぎるんじゃないかというようなご指摘でございます。

気持ちの面はわかっていただけると思ひますが、現在三百六十万人ぐらいでございます。観光施設、観光資源に対しては大変少ない数だと思ひます。少ない理由が、一つは本県の宿泊施設、ホテル・旅館のキャパシティーが少ないということが背景にあらうかと思ひます。施設数が、ホテル四十二軒、旅館四百六十八軒、計五百十軒でございますが、これは全国四十六位の施設数でございますが、ホテルの四十二軒のうちにいわゆるラブホテルが十九軒ございます。一般のホテルは二十三軒しかございませぬ。全国の施設の統計でもラブホテルは統計に入っておりますが、奈良県はホテルと言えるものは二十三軒しかないということが基本的なスタート点ではないかというふうに思ひております。また客室数も、ホテルは二千五百九十一室、旅館が六千三百六十五室、この客室数にはラブホテルも入っておりますが、この合計八千九百五十六室は全国で堂々四十七位でございます。大変恥ず

かしい数字でございまして、特に、奈良の宿泊客は東京のほうからの方が多いんですけれども、東京のほうから来られるときに予約が大変困難だと、満室になると奈良へ来れないと、京都泊まりで帰る、あるいは、京都がいっぱいになるともう関西へ来ないという状況でございまして、やはりトップシーズンの予約は困難だと、しかも、落ちついて奈良を見たいという方の需要にこたえていないんじゃないかということはまず思います。ホテルが二十三軒で客室数が少ないと施設間の競争原理が働きにくいし、六百万人ということだけでなく、奈良の観光をゆっくり楽しんでいただくためにはホテルのキャパシティー増が不可欠だというふうに思います。

六百万人に達するには、例えばいろんな試算をしておるわけですが、今ピーク時に切られている需要、潜在需要などでございますが、観光客の、ビジターの訪問客と宿泊客の比率、宿泊客比率は約一〇%ぐらいでございます。訪問客は三千七百万人ぐらいあるということでございますが、三百六十万人の宿泊で、これはしかも、訪問客の中で何泊もされると、三泊されると三人という数え方じゃないかと思いますが、これが他府県並みの二〇%近くまで上がると、三百六十万人が、そういうマクロの計算だけでございますが、六百万人を超えると。潜在需要は、そういう形であれば六百万人を超えるという、単なる計算でございますが、そのような計算も、ある面できるわけでございます。そこから、そのような一般客の潜在需要だけじゃなしに、大規模な国際会議の需要と申込みは、先ほど申しましたように大変多いわけですが、ホテルがなかなかあっせんできないので、コンベンションはもう事前に、もう何年も前からホテルを押さえなきゃいけないということでございまして、なかなか案内できないと。それから、修学旅行、外国からの修学旅行の受入れも実は割とおくれていまして、大阪などに外国人の修学旅行、特に韓国、中国、台湾から多くなっているんですが、奈良はやはり宿泊場所がないので来れないという話を聞いております。外国人の、特に中国、韓国、台湾の修学旅行生の受入れを増加させるというのが一つの大きな課題じゃないかと思っております。そのようなことを足し合わせますと、潜在需要としては大変あるんじゃないかというふうに考えております。

現実には、やはりいろんなところでアピールしておりますが、日米の投資交流セミナーでございまして、ACCJという在日米商工会議所の関西支部の皆さんを招いたりして、奈良のホテル誘致の熱心さと、ホテル立地の潜在需要があり、観光資源があり、ホテル立地の優秀さをもっとアピールしていきたいと思っております。いろいろ動いていると風の便りに、いろんな大きなファンドとかブランドが奈良に興味を持っているというのは風の便りに聞こえてきているところはあるわけですが、全体として三千室程度の増を目指して、情報発信やセールスに取り組んでいきたいと思っております。

それから次に、企業誘致でございまして、企業誘致は、今の地方、地域の置かれている事情が、やはり地域が自立しなさい、地方財政を健全化しなさいというふうに要求されているように思います。そのためには経済の活性化、それによる税収の確保というのが大いに課題かというふうに思っております。例えば地方消費税というのが配分されますが、あ

る程度県内消費があるとその消費税の配分が高くなるわけですが、奈良県の地方消費税の配分はたしか、一人当たり四十六位ぐらいであったかと思います。地方消費税が一億円県内へ回ってくるためには、試算ですが、約百億円程度の消費が奈良県で起これば一億円税収入を確保できるという試算も、県の税務課でもらっております。大阪に行って消費されるのを幾らか奈良へ持ってこれないかという気持ちもあるわけですが、消費が進むには観光の訪問客だけでは弱い面もございますので、企業が来て雇用があると、雇用者による消費というのがありますし、雇用自身が、法人二税が出てくると、地元に着るといってございまして。

企業の誘致のために用地確保の重要性を議員ご指摘になりました。

企業の立地選択の重要な条件は、地価が安く交通の便利な土地があること、能力があつてコストの低い人材があること、それに迅速な行政の対応能力と地元の温かく受け入れる気持ちなどが重要だというふうに聞いております。それに、議員のご指摘もありましたが、何よりも行政の情熱、熱心な気持ちというものが基本的に重要だと思います。奈良県は、最も重要な要素であります用地の確保について、条件は制約が厳しいものと思っております。高度制限でございますとか農業振興地域の解除といった、規制の面で大変厳しい面があるかと思っておりますが、何とかクリアして、バランスのとれた国土利用になるように進めていく必要があると思います。産業・企業誘致のためには、県、市町村の公用地だけではなくて、民間の未利用地についても関係機関と連携して、もう売りに出していいですよ、来てもらっていいですよというようなことも含めて、幅広く情報を収集しております。また、一部は企業に提供しております。これからもそのような用地のハンドブックをつくって売りに行きたい、さらなる充実を図り、またセールスに行きたいというふうに思っております。

また、規制緩和の面でございますが、市街化調整区域におきましても、規制緩和で工場用地を確保している例が最近多く出ております。特に京奈和自動車道のインターチェンジ周辺における工場の立地を可能とする規制緩和などは、市街化調整区域で工場の新設・拡大に対して割と最近事例が出ていところでございます。そのようなことも進めていきたいと思っております。さらにもう少し基本的なことでは、県の土地利用の、どのような農業振興地域農用地があればいいのか、産業地域はどうか、まちの中心市街地はどのようにすればいいのか、高度制限はどうかといった土地利用の基本的な事項をもう少し確立していかなきゃいけないと思っております。奈良県の国土利用計画というのを改定していきたいと思っております。その改定作業に今事務的に取り組んでおるところでございますが、その中で企業立地促進も含めた経済活性化をしながらバランスのとれた県土にするという、県土の利用のあり方について検討を進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、企業立地コンシェルジュの活動のぐあい、様子をお問い合わせになりました。

本年八月から、企業誘致活動を民間の視点から進めるという観点で、民間の人を採用いたしまして、企業立地コンシェルジュという名前で採用いたしました。一応来年三月末までの八カ月という期限になっておりますが、当然、更新することを考えております。基本的には三カ年程度の事業で一区切りを見てみたいと思っております。コンシェルジュの活動は、多少報告を受けていますが、大変な活動をしていただいております。まず、県内に立地していただいております、県外に本社機能を有する大手優良企業というのをピックアップいたしまして、企業訪問を実施して、県内工場の状況、課題、県への要望をはじめ、今後の立地計画に関する状況把握に努めております。いろいろご不満があれば彼を通じていろいろ聞くという態勢にしております。また、県内の企業への定期的な訪問のほか、新規の立地計画の情報収集を重ねてしていきたいと思っております。現在、県外二千社の優良企業を対象に企業立地アンケートを実施しております。立地の動きの見られる企業に対して積極的な企業訪問活動を展開していきたいと思っております。

また、トップセールスが大事だと、知事が動けばできることもあるという、大阪府の例をとっておっしゃっていただきましたが、私ごときが動いてできるものなら、どこでも動いていきたいというふうには思っておりますが、多少の人脈はございますが、まだ成果の上がるころまでは至っておりません。しかし、いろんなことでそういう動きは察知をしていただいているように感じております。関西のみならず、多少の浸透があるように思っております。商工労働部の幹部や私自身もいろんなところでちょっと発言したり、接触するときをお願いしたりするだけでも、いろんな広がりには多少感じるころがございます。いろんなあの手この手ということでございますが、十一月には、東京在住の奈良県出身の経済人など、あるいは文化人などに呼びかけて、奈良の産業の活性化について協力を求めるという意味も含めまして、東京在住奈良県人会というものを県の主導で開催したいと思っております。議員の方のご参加もできたら歓迎を申し上げたいと思っておりますが、いろんな活動の中で得ました情報を生かしまして、既存の企業のいろいろのご要望を聞くとともに、県外の新規需要、外資も含めまして県外の立地の動向、特に最近は海外立地から国内立地へ回帰していると言われておりますので、奈良はなかなか手が届かないという印象をぬぐうために、いろんな活動が今必要かと思っております。

それと、外資もいろんなところに関心を持っておりますので、多少、縁が薄かった面がありますが、やはり情報発信して意欲を具体的に示していきたいと。その際、議員ご指摘がありましたように、土地の情報をもう少しわかりやすく、意義のあるようにそろえて持っていくというのは基本的にとっても大事だと思っております。まだ不十分な成果しか上がっておりませんが、精いっぱい努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）三十番田尻議員のご質問にお答えをいたします。

食育を通じた学校教育の推進、給食での工夫など、なお一層食育にかける時間が必要と考えるがどうか、お尋ねでございます。

食環境の変化等によりまず食習慣の乱れが、子どもたちの学校生活や健康、体力に及ぼす影響は大きく、早急に改善しなければならない課題となっていることから、県の教育委員会が示しております学校教育の指導方針の中にも、今年度から食育の推進を重点課題として掲げまして、その充実に取り組むことといたしました。具体的には、今年度から栄養教諭十名を配置いたしますとともに、すべての給食実施校で食育推進委員会等を設け、食育の全体計画を策定するように指導いたしております。また、児童生徒への指導につきましては、給食の時間や関連教科の授業等を活用するなど、計画的な時間の確保と、効果的な指導ができる体制づくりを市町村教育委員会に要請いたしております。今後でございますが、給食の未実施校も含めまして、すべての幼稚園、学校で計画的、組織的な食育が実施できますように、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 坪田警察本部長。

◎警察本部長（坪田眞明） （登壇）三十番田尻議員のご質問にお答えいたします。

私には、今回の改正道路交通法の施行に伴う飲酒運転根絶に向けた対策についてお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、今回の道路交通法の一部改正によりまして、飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないという現状にかんがみ、飲酒運転者本人はもとより、同乗者など飲酒運転を助長する者にも罰則が及ぶという厳しい内容になっております。今後、警察といたしましては、改正道路交通法の趣旨に沿いまして、飲酒運転者をはじめとする悪質、危険な運転者を道路交通の場から排除するための取締りを一層強化しまして、飲酒運転者本人はもちろんのこと、飲酒運転者に対する酒類や車両の提供者、飲酒運転車両の同乗者に対する刑事責任を厳正に、かつ徹底して追及してまいります。

また、こうした取締りの強化とあわせて、今回の道路交通法改正の内容につきまして県民の皆様周知していただくための広報活動の強化にも取り組んでいく必要があると考えておりまして、更新時講習をはじめ、各種交通安全教室、安全運転管理者講習などの交通安全教育の場を活用するなど、あらゆる機会をとらえて、広く県民の皆様方に改正道路交通法の趣旨、内容及び飲酒運転の悪質危険性を強く訴えてまいりたいと考えております。さらに、昨年十一月から推進しておりますハンドルキーパー運動という取り組みがございますが、こうした運動の定着化とさらなる広がりを図るということで、運転者はもとより、酒類提供飲食店など関連事業者に対する働きかけを一層強化するなど、飲酒運転根絶に向けた総合的な交通安全対策に全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（辻本黎士） 三十番田尻議員。

◆三十番（田尻匠） 今、知事から答弁をいただきました。そして、特に新しい知事ということで県民の皆さん方も、どのように進めていかれるのか、あるいは、マニフェストだけではわかりにくいという点も、私どもはよく聞いておりました。その点も含めて、少し詳しい内容の質問をさせていただきましたが、知事の人柄でしょうか、なぜか、答弁を聞いているとだんだん、そうなのかなと私自身も思うように（笑声）なってきたのは、これは知事の人徳なのかなと、こんなことも思っておりますが、今おっしゃられたことの気持ちをずっとお持ちをいただいて、多くの県民の皆様方に胸襟を開いてぜひとも対話の県政を進めていただきたいと存じております。

少し内容的に触れさせていただきますと、先日、大阪の府会議員さんや、あるいは行政関係の方と、あることで会う機会がございまして、二、三時間お話しをさせていただきました。その中で、この救急医療の問題が大阪の中でもやはり話題になっておるようでございまして、奈良も大変だなあという、そんな話がございました。しかし、大変私自身としてはうれしかったことがございまして、こんな中、大変厳しい奈良県の産科救急医療の情勢であります。先ほど申し上げましたように、奈良県立医科大学をご卒業されたドクターの皆さん方が大阪で勤務医をされております。しかし、ご本人らの意識の中では、私たちは奈良県立医科大学の卒業生である、だから、奈良県の皆さん方を受け入れなくてはならない、あるいは助けなくてはならないという強い意識と認識は持っておりますという言葉も聞きました。大変そういう意味ではうれしゅうございましたし、やはりすぐに対応するには、大阪や、あるいは連携も非常に密になってくるのかなと、そのように思っております。それに対しての対応は、いろいろと先ほどから述べていただいておりますが、奈良県独自でしっかりと歩めるまでは、やはり近隣の各府県とも本当に、補助だけではなく、気持ちの中でもしっかりと協力、あるいは大阪に対しての奈良県としてやはり気持ちの中での接点をしっかりと持っていただきたいと、私自身はこんな思いでございます。

そして、平城宮跡を中心といたします平城遷都一三〇〇年記念事業は大変多くの課題がありますが、ぜひとも、知事のおっしゃったセンスで遠慮なく進めていただけたらいいと思いますし、知事が考えておられるように、ここで変更するということがあるとするなら、私は、堂々と県民の皆さんに語りかけられたらいいと思っております。

それから、企業の誘致を最後に申し上げますが、知事もかなりの、今までの経歴や、あるいは人脈や、企業の方々をご承知だと、このように私どもは感じております。具体的にはどなたと交友があるのかはわかりませんが、先日関西国際空港で、少し海外へ出る機会がございました。その免税店、デューティーフリーで、その社長でしたか支配人をご紹介いただいたときに、奈良の県会議員さんですか、奈良県の荒井知事に大変お世話になっておりますと、このように向こうからおっしゃられました。どこでどうお世話をされているのか、わかりませんが、（笑声）しかし、大変なかなかしっかりと広い交友をお持ちということを知っておりましたものですので、ぜひともその人脈を生かして奈良県の企業誘致をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（辻本黎士）　しばらく休憩します。

△午後四時一分休憩

△午後四時十八分再開

○副議長（中野雅史）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子）　（登壇）日本共産党の今井光子でございます。五名の議員団を代表して、知事及び農林部長に質問をいたします。

さきの参議院議員選挙の結果は、自民党、公明党の歴史的な大敗になりました。その原因は、格差と貧困の拡大を推し進めた構造改革路線と、美しい国と言いながら戦争を美化する政治に、ノーの審判が下されたところにあります。日本共産党は、格差と貧困をなくし、平和憲法を守る立場で質問をいたします。

まず、平和について、荒井知事に質問いたします。

知事が誕生して四カ月がたちました。さまざまに精力的な活動をされ、もっと長く就任されているような気がいたします。この間、荒井知事の奈良「新・都」構想や、定例記者会見などを読ませていただきました。そこには平和という言葉が見つかりません。知事は六月議会で山村議員の平和に関する質問に、文化交流を通じた人間の安全保障を推進していくとお答えになっておりますが、「国際文化観光・平和県」の知事として、平和に向けた県の具体的な取り組みについてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

その際、一つの提案です。なら燈花会に平和の火を使って、平和を発信する場としてますます魅力ある催しにできないものではないのでしょうか。平和の火とは、被爆直後、福岡県星野村の山本達夫さんが、おじを探しに行った広島で焼け瓦の火を懐炉で持ち帰り、その火を守り続けてきました。恨みの火がいつしか核兵器廃絶を願う平和の火になりました。二十年後、星野村役場の前に平和の塔が建てられ、そこにともされました。この火は日本全国をめぐり、ニューヨークの第三回国連軍縮会議にも届けられました。奈良県では一九八八年、般若寺に三千人の県民の募金による平和の塔が建てられ、平和の火が移されました。また、東大寺にも奉納されています。なら燈花会は、時期も八月六日、九日の広島、長崎の原爆投下や、日本の伝統的な行事お盆とも重なっています。世界遺産都市奈良から平和の大切さを発信し、それを世界遺産とともに後世に伝える意義あるイベントにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、政治とお金の問題について質問いたします。

総務省は二〇〇六年の政治資金収支報告書を公表しました。安倍政権崩壊の一因ともなりました政治と金をめぐる不透明な実態、企業・団体献金と政党助成金に日本共産党以外の各党が依存している状況が浮かび上がりました。企業・団体献金では、自民党が二十九億七千万円、民主党が八千百七十万円、公明党も公明文化協会を中心に二億三千二十万円

を受け取っています。政党助成金は、自民党百六十八億四千七百万円、民主党が百四億七千九百万円です。各党の収入に占める企業・団体献金と政党助成金の割合は、自民党が七五・八%、民主党が八四・四%にも及び、ぬれ手でアワのように資金を手に入れる仕組みは、政党を墮落される一因ともなるものです。

上牧町議会では、二〇〇二年十二月、全国で初めて政党助成金制度の廃止を求める意見書を賛成多数で可決しました。上牧町議会の意見書は、国の財政が厳しいということであれば、国民も一定の我慢はする。しかし、国政を担う政党や政治家が既得権益にしがみつき、お茶を濁した程度の改革、痛みしかないのであれば、国民は唯々諾々と承服できるものではない。よって、政府、国会においては政党助成金を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めるものであると結んでいます。日本共産党は、お金の力で政治をゆがめる企業・団体献金も、政党助成金も受け取っていません。そもそも政党助成金の導入は政治の浄化が目的でしたが、国会議員の関与する政治と金、汚職事件は後を絶ちません。毎年三百億円を超える税金が共産党以外の各政党に配分され、その金額はこの十二年間で総額三千七百六十四億円にも上っています。政党が国民に依拠しなくても運営できれば、政治が財界によってゆがめられ、国民の苦しみもわからないのは当然です。

この際、政党助成金、企業・団体献金は廃止するよう国に要望すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、平城遷都一三〇〇年記念事業について質問します。

二〇一〇年に平城京誕生から千三百年という節目の年を迎えるに当たり、美しい国、始まりのならを合い言葉に、記念事業協会により、平城遷都一三〇〇年記念事業実施基本計画が示されました。県議会では日本共産党県議団は、県民不在で計画を進め、財政的に何の見通しもなく三百五十億円もイベントにつぎ込む無駄遣いは県民の理解を得られないとして、見直しを求めてきました。荒井知事はマニフェストで、平城宮跡を首脳会議の会場や朝賀の儀の場として利用できるよう整備するため、必要ならば、文化庁が定めた平城宮跡保存整備基本構想の見直しも行うとされています。朝賀の儀とは、天皇主権の時代に新年の賀を臣下から受け取る儀式であり、国民主権の時代にこうした儀式が容認されないものであることは、日本国憲法の規定に照らしても明らかです。さらに、文化庁の基本構想では大極殿地区の復原を位置づけております。ところが、知事は新たに第一次朝堂院の復原を行いたいとの意向を示しておられます。平城宮跡は、一九二四年から発掘が始まり、一九五二年には特別史跡になり、一九五九年以降は奈良国立文化財研究所が発掘を継続、現在第四百二十一次的調査が行われておりますが、百三十ヘクタールのうち発掘が終わっているのは約三〇%にすぎません。特別史跡であるとともに世界遺産に登録されております。この建造物の復原は、遺跡の保存と遺跡の真実性を侵しかねないものです。世界遺産条約履行のための作業指針、ヴェニス条約、真実性に関するなら文書に照らせば、世界遺産登録取り消しにつながりかねない重要な問題です。

平城京はとりわけ埋蔵物に文化遺産としての重要な価値があるとして特別史跡の指定を受け、発掘調査や整備が行われております。既に国有地として整備が進む平城宮跡を、なぜ今国営公園とする必要があるのでしょうか。国営公園になれば、文化庁の管理に置かれていた平城宮跡が国土交通省の管理のもとに置かれることになるかと予想されますが、史跡の調査の継続と遺跡の保存、世界遺産登録との関係について、文化庁、国土交通省はどのような見解を示しているのか、明らかにしてください。また、国営公園構想は拙速を避け、もっと時間をかけ、専門家の意見も取り入れて、本来あるべき姿を検討すべきではないでしょうか。

これまで県は、医療、福祉、教育など県民の暮らしにかかわる施策には冷たく、大企業優先につながる開発型の事業に県の予算が投じられてきました。平城遷都一三〇〇年記念事業も、関西財界も加わって進められてきたもので、この事業にあわせて大型ホテルの誘致など開発指向型の手法を持ち込む点では、柿本知事の時代と変わりません。古都奈良を生かす道は、文化遺産と自然をしっかりと守り、そこに暮らす県民の生活向上を目指すものでなくてはなりません。奈良県民が奈良を愛し、文化遺産を守ろうという機運が高まってこそ、人々は奈良を訪れるのではないのでしょうか。急病のときにたらい回しになるようなところに泊まりに来ようとは思いません。この際、平城遷都一三〇〇年記念事業は、文化庁の平城宮跡保存整備基本構想の理念に基づいた、静かで落ちついた古代に思いをはせるにふさわしい規模と内容に見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

安心できる医療体制の確立について質問いたします。

八月二十九日、またしても、救急受入れ困難によってお産をめぐる悲劇が発生しました。昨年の産婦死亡の事態に次ぐ産婦の死産問題です。多くの県民は、奈良県では安心してお産ができないと強い衝撃を受けています。こうした事態が繰り返されたことは、個々の医師、医療機関、救急隊等の対応によるものではなく、奈良県が県民の命を守ることを後回しにしてきたことに根本的な原因があります。昨年の産婦死亡後に、開くと言っておりました検討会は一度も開かれず、何ら教訓を酌み取らず今日に至っていることは重大な問題です。知事は、今回の事態に対し県としての責任を痛感し、抜本的な解決に踏み出すと会見し、検討会を開き、国に働きかけるなど迅速な対応をされていることは承知しております。これを実効あるものにするには、予定されている不要不急な県政の事業を一時凍結してでも、予算の使い方の抜本見直しを行うべきです。

総合周産期母子医療センターの本格整備は一日も放置できない緊急課題です。また、ドクターカーについては、知事も六月議会で、検討する必要と答弁されています。それぞれの実現の見通しをお伺いいたします。

産婦人科に限らず奈良県の救急医療体制のおくれは、すべての県民の命を危うくしています。中和広域消防組合で八月だけでも、四十八回、三十回、二十六回と救急受入れ先が見つからなかった事例も判明しています。県内の二次救急病院に対してもそれにふさわしい財政支援が必要です。今回は救急医療情報システムの運用上の問題も明らかになりました。

た。救急隊と病院事務職員のやりとりでなく、医師が病状を把握し適切な指示を出していれば、不幸な事態を防げた可能性があります。県は、このたび周産期等救急患者受入れ体制の強化を行うとしておりますが、それだけでなく、救急搬送全般にわたり、県の責任のもとで、医師や専門家を配備し医療的判断が及ぶように改善していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

背景にある全国ワーストクラスの医師、看護師、助産師不足も、実効ある対応がとられないままです。施設はできても、そこに働くスタッフがいなければ運用ができません。医師、看護師、助産師の確保は重要課題です。医師を県職員として雇用し、離島に派遣、研修や代替医も県が保障しております長崎県。自治体当局、大学、民間病院の協力で不足地域へ医師を派遣、紹介する連絡調整会議を開設している北海道。看護師では潜在看護師の研修のために病院に委託費を払い、交通費や保育費も支給して負担を軽くし、研修を受けた九割が職場復帰に成功している静岡県など、全国のすぐれた実践を学び、医師、看護師確保のための明確なプランを策定の上、具体的に進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国民健康保険と後期高齢者医療制度について質問いたします。

だれも病気になりたくてなる人はおりません。保険証一枚で、いつでもどこでもだれでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度は、社会保障制度の中でも命と直結した重要な制度です。ところが、国は、財政難を理由に国民健康保険の国庫補助を削減し、年々上がる保険料は多くの人を苦しめています。格差と貧困が広がる中で、非正規・不安定就労が増大し、雇用形態の変化の中で、国民健康保険の被保険者は自営業や農林漁業以外の加入者がふえ、奈良県では二十六万世帯五十一万人が加入、全世帯の四八％が国民健康保険の加入世帯になっております。今後、団塊の世代の加入でますます加入者がふえると予測されます。加入者の半分は無職です。広陵町では年間所得がゼロから八十万円までの人が全体の六七％を占め、奈良市では六十万円未満が四八・七六％、中でも三十万円未満の世帯が四三％を占めています。各自治体で所得段階別の基準が異なり、比較はできませんが、県としても把握する必要があります。一世帯当たりの年間平均所得は、市町村国保で百五十三万円、政府管掌健康保険で二百三十七万円、組合健康保険で三百八十一万円となっております。国民健康保険料は年収二百万円台でも三十万円から四十万円の負担になり、所得がゼロでも資産割、平等割、均等割がかかってくるため、その負担は相当なものです。この十年間の国民健康保険料を比較すると、どこの自治体でも均等割、平等割を大きく引き上げているため、低所得者にとってより厳しい保険料になっています。高過ぎる保険料は住民の負担能力をはるかに超えるものです。県下の市町村では滞納世帯に対して資格証の発行や短期保険証の発行、差し押さえなど、厳しい対応が行われております。さらに窓口据え置きを含めると、まともな保険証が手元に届いていない世帯が一万六千世帯にも及ぶ深刻な事態です。これでは社会保障制度とは言えません。

高過ぎる保険料、払いたくても払えない保険料を引き下げのために、県で、当面一世帯一万円の保険料を引き下げ、市町村への補助制度の創設をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

政府は来年四月から、七十五歳以上に対して新たな後期高齢者医療制度を創設しようとしております。厚生労働省の試算によれば、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含め、七十五歳以上のすべての高齢者から平均月に六千二百円、年間七万四千四百円の保険料を徴収すると言われております。東京都広域連合の試算では、平均保険料は年間最高十五万五千円から最低でも九万六千円となり、厚生労働省の試算をはるかに超えるものです。さらに、年金が月に一万五千円以上の年金受給者から保険料を年金天引きしようとしています。保険料滞納者からは保険証を取り上げ、窓口で医療費の全額負担をさせ、七十五歳以上を対象に別建ての診療報酬を設定して、高齢者に差別医療を強いるものです。

多くの病気を抱えハイリスクの高齢者だけを一まとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ません。国に対して制度の中止と撤回を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

国は、介護保険、障害者自立支援など新たな制度を導入してきましたが、実施直前まで詳細が不明で、現場が大変苦勞いたしました。社会保障が申請主義をとっている以上は、説明責任があります。新制度の実施の場合、詳細を決めてから半年から一年間の周知期間を置くなど、十分な合意と理解のもとに行うべきではないでしょうか。こういう反省もなく、詳細内容も示されないまま、実施まであと半年しかございません。到底受け入れられるものではありません。

次に、治水対策について質問いたします。

大和平野では流域河川が大和川に合流し、出口の亀の瀬は地すべり地帯で川幅が狭く、昔から水害に弱い地形になっています。しかし、奈良県は大阪のベッドタウンとして山を切り開き、池や田畑を埋め立て、宅地開発を進めてきました。大和のため池はどんどん埋め立てが進み、県立図書館もため池をつぶして建てられております。近年、地球温暖化やヒートアイランド現象によって局所的な強い上昇気流が発生し、短時間の降雨強度が大きくなっており、平野部の低い地域では宅地化が進み、内水があふれ、周辺河川のはらんによって、想定されていない地域にも水害が起こる現象が頻発しています。

こういった中で、七月十六日未明から十七日にかけて奈良県は大きな被害に見舞われました。住宅被害は八市五町一村に及び、家屋の半壊一棟、一部損壊二棟、床上浸水九十七棟、床下浸水九百六十七棟に及びました。大和高田市では、一時間当たり五十ミリメートル以上の雨によって道路、田畑、床下・床上浸水により、多くの住民が精神的、肉体的、経済的な被害を受けました。被害の大きい築山地区では、平成十四年に工事費三億五千万円をかけて排水施設が完成し、以後三十ミリメートルを超える雨は何度かございましたが、床下浸水はありませんでした。住民は、設置したものの維持管理がされず土砂の堆積を放

置していたのではないかと、県の管理責任に疑問を持ち、五百人を超える住民による水つき被害原因究明申立書が知事に提出されました。当日、水が増して危険を感じた住民は、思いつくところに電話をかけますが、どこも対応してくれず、そのうちに流れがとまり、今度は逆流して、あっという間に床上まで水が来たと言っています。私は直後に現場を訪れましたが、直径一・三五メートル、長さ三百メートルの地下水路は設置以後一度も掃除もされず、地上部分の施設は大和高田市の管理ですが、運用マニュアルもないことがわかりました。床下浸水被害では車がつかり、下水のはんらんによって塩分を含んだ水であったので、その修理代だけでも多大な費用がかかります。どこからの見舞金もありません。想定外では、もはや済ませることはできません。

その後、県では、浸水常襲地域における減災対策検討会議を設置し今後の対策について検討するとしておりますが、原因究明や対策を立てるに当たっては、地元住民の声や意見をよく聞いて進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、今回の浸水被害において、河川施設の維持管理の重要性も明らかになりました。今後、優先度をどのように考えて取り組んでいかれるのか、伺います。

最後に、ヤマトハイミールの中小企業高度化貸付資金等について質問いたします。

都道府県が融資する同和枠による中小企業高度化資金のうち半年以上返済が滞る不良債権が、二十一府県で二百八十億円、貸付残高の七二％に当たります。延滞分のうち百二十五億円が破綻先債権に分類され、回収困難と見られています。奈良県では貸付残高四十一億一千万円、延滞残高十三億五千万円、破綻先債権が四千万円になっています。これ以上の破綻債権は許されません。七月五日、奈良県が二十億円の中小企業高度化資金を貸し付けたヤマトハイミール食品協業組合が事実上倒産いたしました。日本共産党と住民団体は直ちに県に対し、県民に損失を与えないよう、きちんと回収すべきであると申入れを行いました。九月議会の報告案件にヤマトハイミールの貸付連帯保証人に対する詐害行為取消等請求事件が提出されています。住民訴訟判決の三日前に名義変更したことは連帯責任を免れる行為で、認められるものではなく、県が行ったことは当然です。

奈良県中小企業高度化資金等貸付規則によれば、九条、連帯保証人は貸付金にかかる債務を保証する十分な資産を有し、知事が適当と認めるものであること。さらに、借主はその連帯保証人が死亡し、住所不明になり、いずれかの要件を欠くときは遅滞なく知事にその旨を届け出て、新たに要件を備えた連帯保証人を立てなければならない。さらに十一条、損害保険金は、当該貸付にかかる貸付金相当額以上の損害保険金を付さなければならないとしています。規則どおりにしてこなかった県の責任は重大です。規則に従って実施されていれば、県民に損失を与えることはないと思いますが、今後の回収をどのように進めていくのか、お聞かせください。

この問題につきましては平成十三年から日本共産党は取り上げ、そもそも貸付け当時から貸付条件を満たしていたのか、未登記のまま資金の貸付けが行われたことなど、事実を挙げながら、県に改善を求めてまいりました。また、県民と力を合わせて全国で初めて、

県は回収の努力を怠ったとする住民訴訟も行い、県の責任を認める判決が下されました。県は、何も問題はないと繰り返してきました。しかし、全国的に同和向け中小企業高度化資金のずさんな管理や行政の甘い対応が問題になってきた中で、再度、問題がなかったのか、監査を行うことが必要です。知事の特別監査権を使って、全容を明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、農林部長に伺いますが、これまで県は、高度化資金貸付けの目的は公害対策と食肉センターの残渣処理にあると言われてきましたが、組合が実質的に倒産した現在、食肉センターの残渣処理はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（中野雅史） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初は、平和ということですが、知事として、平和に向けた県の具体的取り組みにどう考えているのかということですが。

奈良は、さきの大戦でも空襲のあまりなかった県でございます。それは、奈良に世界的な文化財が数多くあることを相手方がよく理解していたからだと聞いております。文化財は、国と国民を守る盾にもなり得ますし、平和を醸成する武器にもなり得る場合があると考えております。つまり、平和なとき、平和な地域でないと観光・文化の交流はできませんし、一方、そのような交流は平和を促進するということだと思っております。アジアにも交流によって地域の平和が揺るぎないものになりつつある時代になっていることを実感しております。本県におきましては、長年にわたり実施してきたことですが、国際的な文化交流と観光交流の拡大により、平和の醸成に努力をしております。そのような意味で、平城遷都一三〇〇年記念事業も国際交流を拡大し、平和の促進に寄与できるものと考えます。

ご質問いただいたなら燈花会は、ＮＰＯ法人及び市民ボランティアによって運営され、ろうそくの炎に、来訪された人々のそれぞれの祈りや願いをかなえられたらとの思いを込めて開催されているものだとして理解しております。県としても、なら燈花会の主催者のそのような趣旨や思いを尊重し、より多くの人々の支持、共感を得ることができる催しとして発展するように支援をしていきたいというふうに考えております。

政治とお金の問題についてでございます。

政党助成制度や政治活動に係る寄附の規制につきましては、民主主義の根幹にかかわる事項でございます。これまでも国会において十分議論された上、制度化されたものと認識しております。国が政党に助成する政党助成制度は、政党の政治活動の健全な発展の促進と民主政治の健全な発展に寄与することを目的として、平成七年から実施されたわけでございます。企業・団体等が行う政治活動に係る寄附については、政党以外の一般の政治団体に対して寄附することは、平成十二年から禁止されたと承知しております。県は地方の

行政組織でございます。政党助成制度や政治活動に係る寄附については、中心となって国に要望する立場でないわけでございますが、政党に対する助成のあり方や政治活動に必要な資金調達のあり方については、今後も国会における議論を注視してまいりたいと思っております。

平城遷都一三〇〇年記念事業についてのご質問が幾つかございました。

国営公園化構想について、文化庁や国土交通省の見解についてのお問い合わせがございました。

平城宮跡は、昭和五十三年に策定されました平城宮跡保存整備基本構想を基本として、国土交通省が文化庁と連携を図りながら、我が国固有のすぐれた文化的資産の保存及び活用を図るために、国営平城宮跡歴史公園（仮称）の整備を平成二十年度の新規事業として概算要求されたと聞いております。また、文化庁は、第一次大極殿院正殿の復原及び院地区の整備について概算要求をされております。史跡調査は今後も引き続き奈良文化財研究所で実施されるとともに、遺跡保存や世界遺産登録地であることも踏まえた対応についても十分留意されて、国営公園化事業が進められると聞いております。国営公園の具体的な計画については、平城宮跡保存整備基本構想を基本として、今後、国土交通省が文化庁等関係機関と調整し、検討されていくものと聞いております。

同じく平城遷都一三〇〇年記念事業についてのお問い合わせでございますが、静かで落ちついた古代に思いをはせるにふさわしい規模と内容に見直すべきということでございます。

上田議員、田尻議員のご質問にもお答えいたしました。平城遷都一三〇〇年記念事業は、この事業を機に日本の歴史文化、美しさを国内外に示し、理解していただくためのハード、ソフトの整備を積極的に推進することを大きなねらいとして、半年に限った仮設パビリオン型の博覧会方式から、季節リレーイベント方式に転換するとともに、広域連携事業の充実強化を図り、継続・恒久型、全県・広域型の記念事業としたいと考えております。

こうした中で、平城宮跡については、お述べて文化庁の特別史跡平城宮跡保存整備基本構想（昭和五十三年五月）においても、基本方針の中で、遺跡に関する調査、研究の向上のための拠点的な場、また、建物等の復原等、広く国民各層を対象に、古代都城文化を体験的に理解できる場、また、遺跡の保存整備、遺構・遺物の保護・修復・復原等に関する技術開発と実践的な応用及び技術蓄積の場の、三つの機能を調和のとれた形で推進する場として整備・活用することとし、これに基づく段階的整備計画の中で、中核的施設としての第一次大極殿地区の復原などが記述されたところでございます。平城宮跡の国営公園化による復原整備及びこれをベースに実施する記念イベントは、この構想の趣旨を踏まえつつ、一層の推進を図るものと考えております。記念事業協会が今後策定いたします実施計画におきましては、宮跡を訪れる人々が往時をしのびながら日本の歴史文

化を実感する機会をその場で提供できるような考え方で、具体的な内容を詰めていきたいと思っております。

なお、ご質問の中で、この事業にあわせて、大型ホテルの誘致など開発指向型の手法を持ち込むとのご発言がございました。先ほど田尻議員のご質問にも申し上げましたが、ホテルは、奈良県は非常に低位にございます。落ちついた楽しみ方をしていただくためにも、落ちついた、古都にふさわしい静かなホテルが必要かと思えます。四十二軒あるホテルのうち、普通のホテルは二十三軒でございます。観光地にはふさわしくない四十六位の施設数でございます。また客室数は、ホテル、旅館を合わせましても四十七位のレベルでございます。ゆっくり落ちついて古都を楽しんでいただくためにも、そのような落ちついたホテルが必要と考えるところでございます。

次に、安心できる医療体制の確立について、最近起こりました事故を踏まえたご発言、ご質問がございました。

本格的な総合周産期母子医療センターの整備を含め、本県の周産期医療体制の充実が県政の最大の課題と思っております。その基本構想を今年度中に策定していきたいと考えております。基本構想の策定に当たりましては、本格的な総合周産期母子医療センターとしての機能や施設の検討を行うとともに、その立地場所については、県立医科大学附属病院をはじめとして、県立病院や民間病院等も含めて、県内のどこに整備するのがよいかも含めて、改めて幅広く検討を進めたいと思っております。また、ご指摘のありましたドクターカーにつきましては、本県の周産期死亡率の高さや、平成十八年度では八十八件の搬送実績を数えるなど、新生児の後遺症等のリスク回避を考えれば、導入についての検討も必要だと思っております。いずれにしても、医師の確保等の前提がございますので、今後、県全体の周産期医療体制を整備する中で検討を進めてまいりたいと考えております。

同じく医療体制の件でございますが、産科の救急患者だけでなく、救急搬送全般にわたっての医療的判断が及ぶように、県の責任のもとでの医師、専門家の配置という具体的なお指摘がございました。

まず、救急隊員の正確な情報収集が基礎になりますが、適切な一次をはじめとする救急医療体制の確立が重要だと考えております。その中で救急体制全般については、県の責任のもとでの医師、専門家の配備ということは、関係者とも協議を重ねなければいけません。今年度に策定予定の保健医療計画においても検討の対象になろうものと思っております。

医療体制でございますが、医師・看護師確保についての全国のすぐれた実践を学びながら、明確なプランを策定すべきというご質問、ご指摘でございます。

何度かお答えしておりますが、いろんな体制をつくるに当たって、医師・看護師の確保は基本的に重要な課題でございます。医師の確保につきまして、国の緊急医師確保対策を活用して、平成二十年度から県立医科大学の入学定員を五名増員する予定にしております。この増員分を対象として、一定期間、県内で産婦人科などの医師が不足する診療科に従事

することを返還免除の条件とする奨学金貸与制度を創設して、また予算措置をお諮り申し上げたいと考えております。さらに、産婦人科及び小児科の医師を確保するため、県立医科大学の学生、研修医師を対象に、一定期間、県内での産婦人科及び小児科に従事することを返還免除の条件とする県独自の奨学金等貸与制度の創設も検討しております。県といたしましては、これらの制度を活用して、中長期的に産科、小児科の医師確保に取り組んでまいりたいと思っております。

看護師の確保も重要な課題でございます。今後、卒業生の増加が見込まれるわけですが、引き続き、修学資金の貸与をはじめとした県内就業促進のための取り組みを充実させたいと思っております。また、院内保育所の充実に対する支援を行い、働きやすい環境づくりによりまして、今働いておられます看護師の定着を促進することも考えていきたいと思っております。また、家庭に戻られた潜在看護師に対して職場復帰研修の提供や就業相談による再就業支援を図るなどの取り組みにより、そのような取り組みを重ねることによりまして、引き続き県内の医療施設における看護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険と後期高齢者医療制度についてのお問い合わせがございました。

まず、国民健康保険について、一世帯当たり一万円の保険料を引き下げることにについて県の補助制度を創設できないかというご質問でございます。

国民健康保険制度は、被保険者が保険料を出し合う相互扶助制度でございます。被保険者は所得に見合って保険料を払っていただくのが原則になっている制度でございますが、いろんな事情を勘案して、保険者である市町村において、低所得者等に対し、法に基づき保険料の減免や軽減を行っているところをご承知のとおりでございます。県におきましては、これら保険料の軽減を実施している市町村に対していろんな支援をしております。また、それが年々増大、拡大している事情がございます。具体的には、低所得者の保険料軽減相当額の補てん等を行うために約三十五億円を保険基盤安定化事業として県が支出しております。また、高齢者や無職者を多く抱えることによる医療費の増加や、歳入確保が困難である市町村国保財政の安定化を図るための助成事業に約五億円を支出しております。また、奈良県国民健康保険財政調整交付金と称しまして、国民健康保険の財政を支援する制度を約五十二億円の予算で講じているところでございます。これらの額は、先ほど申し上げましたように年々増大している事情でございます。

また、特定健診、特定保健指導についてのお問い合わせがございました。平成二十年度から市町村国保においても、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健診、また、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための特定保健指導が実施されることになっておりますが、これらの経費に対しても都道府県が財政負担することとされております。来年度からの事業の予定でございます。

今、議員がお述べになりました、保険料全般の軽減を目的とした県独自の助成を行うとすれば、試算によりますと約二十六億円の県単独の負担というふうに計算できるわけでございます。

以上のような現在の助成措置、また今後の対応等を踏まえれば、県独自の財政助成を行うことは適切でないと考えております。市町村国保が抱えている構造的な要因、すなわち、高齢者、無職者を多く抱えることによる医療費の増加及び歳入確保の困難性等による財政の危機的状況を解消するためには、制度の設計・維持の責任を有する国に対して、地方団体の意見を十分尊重し、地方の財政負担がこれ以上生じないように要望をしておりますが、このような要望を今後とも続けていきたいというふうに思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問がございました。

後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の後期高齢者全員を対象として、各都道府県単位に設置された後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、来春、平成二十年四月から施行される予定の新たな医療保険制度でございます。ご指摘のとおりでございます。国、県、市町村による公費負担のほか、国民健康保険や被用者保険の保険者からの支援金、被保険者全員の方からの保険料を財源として運営される仕組みになっております。この新たな医療保険制度は、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、今後とも増加が見込まれる高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確化するとともに、後期高齢者にふさわしい医療を提供するため創設されと聞いております。

この後期高齢者医療制度におきましては、七十五歳以上の高齢者でございますので通常所得はそうないのが普通でございますが、そのような低所得者に対しまして、その所得に応じて七割、五割、二割の保険料軽減措置が設けられるほか、これまで保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者であった者についても、後期高齢者医療制度の被保険者の一人として保険料負担が生じることになりますが、後期高齢者医療制度への加入後二年間は保険料を減額する激変緩和措置がなされる予定だと聞いております。県はこれまで、後期高齢者医療制度の安定した運営が図れるよう、制度の設計者である国に対して、十分な周知活動の実施や必要な財政措置について要望などを行ってきたところでございます。本日発足の福田新内閣においても、七十五歳以上の高齢者の一部、被用者保険の被扶養者であった者に新たに発生する保険料負担についての見直しが連立政権の公約として行われるとの報道がなされており、今後とも新たな国の動向を注視しながら、広域連合とも連携を図り、必要に応じ国への要望等を行っていきたいと考えているところでございます。

治水対策についてでございます。

七月の浸水被害についてのご質問がございました。

今般設置いたしました浸水常襲地域における減災対策検討会議では、庁内の関係部署や市町村が連携し、現地調査の実施や浸水被害発生の原因究明、ハード対策とソフト対策を組み合わせた効果的な減災対策の検討等を実施する予定でございます。地元住民の意見反

映については、現地調査の実施や浸水被害発生の原因究明、減災対策の検討等に当たり、地域の実情を適確に把握するとともに、地元住民の意見が反映できるよう、市町村等と十分連携を図り協力をしていきたいというふうに考えております。

同じく治水対策についてでございます。優先度をどのように考えるかということでございますが、七月の浸水被害を受け、大和高田市築山地区の住民から、施設の維持管理が適切になされていたかどうかを問う申立書が提出されておることは承知しております。後日、地域住民等と、施設が稼働しているかどうかについては現地で確認をしているところでございます。一般に河川の施設は、県が管理する河川管理施設と市町村や水利組合等の占用者が申請により設置する許可工作物があり、それぞれが適切な維持管理に努めているものと承知しております。このような河川管理施設や許可工作物の維持管理は大変重要でございます。特に浸水常襲地域における施設の適切な維持管理については、今般設置いたしました検討会議において、さらなる管理のあり方について議論をしてまいりたいと考えております。また、大和高田市築山地区における浸水の原因については、原因究明をこの検討会議で行うとともに、減災対策についても具体的な対応策を当会議で検討していきたいと考えているところでございます。

最後でございますが、ヤマトハイミールの中小企業高度化資金貸付についてでございます。今後の対応の方向についてのご質問がございました。

県といたしましては、七月五日の銀行取引停止処分を受けて、中小企業基盤整備機構と協議し、債権回収の手続を進めておるところでございます。組合に対して債務の一括繰上償還請求を七月二十四日に行いまして、さらに、担保物件であります工場敷地、工場建物、機械設備について、奈良地方裁判所に担保不動産競売申立を九月十九日に行ったところでございます。一方、連帯保証人に対しても詐害行為取消請求訴訟の提訴を八月二十四日に行い、保証債務の履行請求を八月三十日に行っております。今後これらの手続を着実に実行し、債権の回収に努めてまいりたいと考えております。

同組合に対する中小企業高度化資金貸付については、県と当時の中小企業事業団が共同して組合の事業計画などについて検討した上、貸し付けたものと考えております。また、債権管理については、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的な目的を勘案しながら適切に行ってきたものと考えております。しかし、今般、組合の事業継続が困難になり、担保権実行による債権回収を行わざるを得ない状況に至ったことは遺憾だと考えているところでございます。今後は債権回収に全力で努めていくこととしており、監査を要求することは考えておりませんが、今後さらに具体的な問題が確認されることがあれば、その時点で適切な対応を考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 川端農林部長。

◎農林部長（川端修） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、協業組合のヤマトハイミールが実質的に倒産した現在、県の食肉流通センターの残渣処理がどのようになっているのかというご質問でございます。

県の食肉流通センターにおきまして、卸売会社による、と畜解体処理等から出る畜産残渣、骨や脂肪等でございますが、につきましては、以前はヤマトハイミールによりその多くが処理されておりましたが、現在は他の県内化製処理業者等で処理されていると聞いています。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、総合周産期母子医療センターの関係ですけれども、これまで本格的なセンターを県立医大の中で検討するというふうに言われておりましたが、きょうお聞かせをいただきますと、民間も含めましてもっと幅広くその場所も考えるというふうに言われたわけですが、それはどのような理由からそんなふうに変更になったのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、救急のところに医療の専門家を配備するという質問ですけれども、きょう新聞を見ましたら、県が未受診の妊婦さんの調査をされたという数字が出ておりました。非常に、どんな状況か、私も知りたいと思っておりましたので、こうした調査は大変適切なタイムリーな調査ではないかというふうに思いますが、その中で、この周産期に関係いたしますところでは、全体の救急搬送が五万三千十六件のうち妊婦さんが三百七十九件というような数字があります。その中でかかりつけ医のない妊婦さんが二十四件というような数字がございます。周産期だけで県立医大のところに設置するというふうにいたしますと、ちょっと数的にも少ないのではないかと、もっと幅広い救急というところに対応できるような体制のほうがいいんじゃないかなというふうに思ったりするわけですが、その点でまたお考えがありましたら、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、ドクターカーにつきましては、必要性について知事は何度も言われておりますけれども、本当にドクターカーが駆けつけてもらえるということによりまして、例えばその駐車場にきたときから、もうその中で分娩が始まるというようなことも聞いております。本当に一刻を争うような状況の中でドクターカーは必要だというふうに思いますので、ドクターヘリにつきましては先ほど、今度の予算でというような見通しを言われておりましたけれども、ドクターカーについてはどんな見通しを持っておられるのか、もう少し詳しくお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、看護師の需給計画の見直しですけれども、いろいろな対策につきましては今お述べいただいたんですが、計画そのものの見直しを考えておられるのかどうか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、看護師さんの実態調査ですね、県としてそういう調査をする考えがあるのかどうか、その点についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、医療の点ですけれども、保険の問題です。まともな保険証が手元にないというのが一万六千世帯というようなことで私は言いましたけれども、今、国民健康保険は一世帯当たり一・九人が平均人数になっております。それから換算しますと、奈良県内でまともな国民健康保険証が手元に届いていないという県民の方が三万人もいらっしゃる。しかも、どこの保険にも加入していない人がどれぐらいいるのか、未知数ですけれども、そうした人も含めまして、すべて国民健康保険の加入対象者になるというふうに思います。先日の新聞では、市立奈良病院で未収金が千七百五十六万円あったと。その多くは生活困窮による被保険者資格の喪失とか患者の一部負担金の増に伴うものだというようなことが書かれておりまして、今本当に医療を受けなくてはいけない人がお金がない、保険証が手元にないという問題が深刻になっております。

そういう点からも一世帯一万円というような提案をさせていただいたわけですが、行政の一番大事なことは、私は、住民の命を守るという、先日NHKで岩手県の沢内村の深沢晟雄村長のことが報道されておりまして、大変感銘を受けましたけれども、本当にあの岩手県で乳幼児の医療を無料にして、そして赤ちゃんの死亡率をゼロにしたと。それが今、四十四歳の人たちがその当時の人だったということで、四十四歳の人が出ておりましたけれども、村で結婚して、また子どもを持って、自分たちが村に守られているという、そういう思いで今村人の方が村を愛してやっているというので、大変私も感動しながら見ておりましたけれども、本当に社会保障というのは生存権をきっちり保障するという、その大原則が必要だというふうに思っております。そういう点からも、この深刻な、国民健康保険の保険証がないというような問題とか、また、そうした問題をどんなふうに思っているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、後期高齢者医療ですが、福田内閣のもとで一部見直しが行われそうな方向にはなっておりますけれども、憲法二十五条のある日本の国で、新たな社会保障の制度をつくる時には、少なくともその制度ができることによって国民の暮らしがより向上すると、そういう制度ができてほしいなと思うような制度がつくられなければ、私は憲法違反ではないかというふうに思っております。この後期高齢者医療の話をいたしますと、みんなが、えっ、そんなことになるの、大変だという、そんな声がもう噴き上げるようになってくるようなそういう制度を、私はつくるべきではないというふうに思っておりますので、そういう点からも国にきちっと要望していただきたいというふうに思っております。

それから、水害対策の問題につきましては、本当に地元の方が切実な思いを持っておりますので、意見を組み入れていただけるような方向を考えておられるということですが、その点はぜひよろしくお願いしたいというふうに思っております。

それから、ヤマトハイミールの点ですが、債権回収の見通しが本当にあるのかどうか、県民に損失を与えないような形で回収ができる見通しがあるのかどうか、そのあたりについて知事のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（中野雅史） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） ご質問に対しまして、お答えできる限りお答えさせていただきます。

総合周産期の本格的な医療センターといいますのは、五月にできるのも一応総合周産期医療センターということになりますので、さらなる充実をどのようにするかということですが、六月には医大ということを考えておりましたが、医大についてその後わかりましたのは、医大もまだ大きな候補地でございますが、大変敷地が手狭だということと、医大に一次、二次、三次の救急が本当に集中していると。もう少し地域的にも組織的にも分散したほうがいいんじゃないかという意見もその後出てまいりました。そのようなことを勘案して、地域のバランスのとれた総合周産期医療センターと拠点の周産期医療センターの整備を、関係の病院の方にも寄っていただいて、あるいは開業医も参加していただいて、より広く意見を聞くのがいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。医大の中での設置というのも十分可能性はあると思いますが、そこに限ってやるというのはちょっと短絡的かなというふうに反省したところでございます。

二つ目の、未受診妊婦の調査でございますが、二十四件の未受診妊婦が搬送の実績ではあるわけでございますが、実態はもう少しわからないところがございますので、改めて調査をしたいと思っております。まず数の調査をしなきゃいけないわけですが、さらに未受診の理由などをもう少し調べられたらどうかというご指摘もございます。調査がもう少し進みますと、その理由も含めて調査をしたいと考えております。

それと、ドクターカーの必要性ですが、ドクターカーの必要性は同じように思っておりますが、実現については、医師の確保と看護師の確保という大変大きな課題がございます。説明申し上げましたように、診療所でも病院でも、産婦人科及び麻酔科、あるいは看護師の数がなかなかない状態でございますので、大変貴重なドクターが車に乗って飛び回るといことは大変理想的でございますが、なかなか数が間に合うかどうかということが最大の懸案をしているところでございます。

それから、看護師の確保について、医師以上に看護師の確保がなかなか難しいという状況もございます。生活そのものの待遇を見直すかどうかは、看護師確保対策の中でももう少し検討せないかんかと思っております。少なくとも実態の調査、なぜ奈良に看護師が居つかれないのか、外の県に行ってしまうのかということをもう少し調査せないかんというふうに考えております。

国民健康保険の保険証のことに關しての助成、特に支払えない方々に対する助成ということでございますが、国民皆保険制度がそのような部門で崩れつつあるんじゃないかと。小さな部分かもしれませんが、皆保険と言えない部分が出てきているんじゃないかというご指摘でもあったかと思いますが、全体の構成にもかかわりますので、国民皆保険の制度

を前提にして、国民健康保険証の分布の状態、奈良県の状態等を調査しなきゃいけないか
と思います。

支払えないということを前提にお話がありましたが、調査委員会に出てきております意見
といいますか感想では、救急の一つの問題でございますが、救急に來られて飛び込まれた
方は、割と未払い者が多いというか、結構おられるという、これは病院側の嘆きとして
聞いてくださいというような発言もございました。その後テレビでも放映がありましたが、
何度も未払い者に対して電話をされたりしているわけですが、何で払わないかのかという
ような返事も多いという、これは払えない人と払わない人というのが、大変、どのよう
に国民皆保険の中で仕分けして適切な措置をとるかというのはなかなか難しいですが、制
度の公平性確保について大変大きな課題かというふうに感じたところでございます。

それから、後期高齢者でございますが、後期高齢者をどう扱うかというのは、長寿社会
でございますので、後期高齢者の方がますますふえるわけでございますし、後期高齢にな
りますと医療費がかさむのは当然であろうかと思えます。どのように健康で長寿になって
いただくかというのは、より大きな課題かと思えますが、医療に関する保険制度というの
はやはり破綻してはいけない、国民皆保険の中で措置せないかんというふうに思うわけで
ございますが、全体の負担と給付の関係、健康保険の負担と給付の関係の設計というのが
大きく基本的な問題かと思えますが、もう一つは負担の公平ということが大きな課題にな
ると思えます。年をとっても資産があったり所得がある方の負担はどのようにするのか、
あるいは扶養者が十分に、息子さんが金持ちであるのが、もちろん高齢者になられますと
本人の所得はないわけでございますが、どのように扱うのか、社会全体の大きな課題のよ
うに思っております。負担の公平という点で、あまり論じるのは適切かどうかわかりませ
んが、やはり避けて通れない議論ではないかというふうに思っております。

浸水対策について、住民の意見を聞くというのは、ある面当然でございます。特に被害
を受けられた住民の方の意見を何かの形で聞くのは当然だと思います。市町村から間接に
聞くか、また場合によって直接に聞くかは、委員会の作業の中で進めていきたいと思いま
す。

ヤマトハイミールの債権回収の見込みということでございますが、今は、私のまだ見込
みを持っておる状況ではございません。手続に従って、できるだけ回収に努めていきたい
というふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（中野雅史） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。

周産期の関係なんですけれども、実はきのう、産む力、生まれる力を支え合う地域であ
るためにという、そういうような、奈良県文化会館で助産師さんや関係者の集会がありま
して、私も参加をさせていただきました。超党派で県会議員さんも五人ほど参加いたしま
して、勉強させてもらいましたけれども、大和郡山市の社会保険病院が、産婦人科医が一

人になってしまってもう出産をやめようかというときに、助産師さんが二十人いると、これをどう活用しようかということで院内助産所が実現して、今十三人ほど赤ちゃんがそこで生まれたというような発言なども聞かせていただきました。

本当にこれからの産科のあり方を考えるときに、助産師さんにどんなふうに活躍していただくかというのは大変重要な課題ではないかなというふうに思います。ニュージーランドのお産の状態もお話を聞かせていただきまして、京都で学習会があったときも行かせていただきましたけれども、妊娠から産後、赤ちゃんが一定の年齢になるまで、一人の助産師さんが一人のお母さんにずっと付き添って、さまざまなことを相談に乗りながら出産に当たると。その中で非常にハイリスクのお産も減って、帝王切開も減って、安心して産めるようなお産ができるようになったという報告を聞きましたけれども、本来のそういう産む力、生まれる力というのがやはりうまく機能するように、そして、本当に救急事態になったときにはきちっと奈良県で受入れ体制ができる、総合的な周産期医療センターをきちっとするという、ここまで奈良県が今お産の問題で全国に有名に、逆の問題で有名になりました分だけ、今度は、お産をするんだったら奈良県に行けば安心だというような、私は、そのような奈良県にぜひしていただきたいということを強く要望したいというふうに思います。

それから、国民健康保険のことですが、保険料とか医療費を払えない人の話が出ましたけれども、払えない人の実態をやはりきちっと把握をしていただきたいなというふうに思います。その点でぜひ調査をお願いしたいというふうにと思いますが、その点でご意見がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（中野雅史） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 最初の、助産師の活用については、意を体して、やはり全体として助産師、看護師、医師が連携した、いい周産期の医療体制になるように、精いっぱいシステム確立に意を用いていきたいというふうに思います。

それから、国民健康保険料の払えない人の調査は、これは県だけでもなかなかできないと思いますので、国とももう少し相談して、働きかけをできるかどうか、考えてみたいと思います。

○副議長（中野雅史） これをもって当局に対する代表質問を終わります。

○副議長（中野雅史） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（中野雅史） お諮りします。

一番小林茂樹議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明九月二十六日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時三十分散会